

令和４年第３回（９月）三郷町議会  
定例会・会議録（第１号）

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 招 集 年 月 日                      | 令 和 ４ 年 ９ 月 ６ 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 招 集 場 所                        | 三 郷 町 議 会 議 場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 開 会<br>（開 議）                   | 令和４年９月６日 午前９時２９分宣告（第１日目）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 出 席 議 員                        | <div> <div>1番 神 崎 静 代</div> <div>2番 久 保 安 正</div> <div>3番 南 真 紀</div> <div>4番 黒 田 孝</div> <div>5番 先 山 哲 子</div> <div>6番 高 田 好 子</div> <div>7番 木 谷 慎一郎</div> <div>8番 澤 美 穂</div> <div>9番 木口屋 修 三</div> <div>10番 辰 己 圭 一</div> <div>11番 山 田 勝 男</div> <div>12番 高 岡 進</div> <div>13番 伊 藤 勇 二</div> </div>                                                                                                                                                      |  |
| 欠 席 議 員                        | な し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | <div> <div>町 長</div> <div>副 町 長</div> <div>教 育 長</div> <div>総 務 部 長</div> <div>住 民 福 祉 部 長</div> <div>こ ども 未 来 創 造 部 長</div> <div>環 境 整 備 部 長</div> <div>教 育 部 長</div> <div>会 計 管 理 者</div> <div>総 務 課 長</div> <div>企 画 財 政 課 長</div> <div>森 宏 範</div> <div>池 田 朝 博</div> <div>大 西 孝 浩</div> <div>加 地 義 之</div> <div>辰 巳 政 行</div> <div>坂 田 達 也</div> <div>水 口 洋 司</div> <div>渡 瀬 充 規</div> <div>平 川 貴 治</div> <div>川 合 孝 悟</div> <div>大 津 和 之</div> </div> |  |

|                    |                |                                                           |
|--------------------|----------------|-----------------------------------------------------------|
| 行 政 委 員            | 選挙管理委員会委員長     | 田 淵 友 一                                                   |
|                    | 代表監査委員         | 瓜 生 英 明                                                   |
|                    | 公平委員会委員長       | 伊 東 良 隆                                                   |
|                    | 固定資産評価審査委員会委員長 | 瀧 川 忠 雄                                                   |
| 本会議の職務のため出席した者の職氏名 | 議 会 事 務 局 長    | 大 内 美 香                                                   |
|                    | 議 会 事 務 局 主 任  | 小 村 雄 一                                                   |
| 町長提出議案の題目          | 同意第 1 号        | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                           |
|                    | 同意第 2 号        | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて                                 |
|                    | 諮問第 3 号        | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて                               |
|                    | 認定第 1 号        | 令和 3 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について                          |
|                    | 認定第 2 号        | 令和 3 年度三郷町下水道事業会計決算の認定について                                |
|                    | 認定第 3 号        | 令和 3 年度三郷町水道事業会計決算の認定について                                 |
|                    | 議案第 3 1 号      | 令和 4 年度三郷町一般会計補正予算（第 4 号）                                 |
|                    | 議案第 3 2 号      | 令和 4 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第 1 号）                          |
|                    | 議案第 3 3 号      | 令和 4 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）                           |
|                    | 議案第 3 4 号      | 令和 4 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）                             |
|                    | 議案第 3 5 号      | 令和 4 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）                          |
|                    | 議案第 3 6 号      | 令和 3 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について                          |
|                    | 議案第 3 7 号      | 三郷町議会議員及び三郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について              |
|                    | 議案第 3 8 号      | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                                   |
|                    | 議案第 3 9 号      | 三郷町文化センター条例の一部改正について                                      |
|                    | 議案第 4 0 号      | 令和 4 年度 F S S 3 5 キャンパスサテライトオフィス整備工事（テレワーク交付金）請負契約の締結について |
|                    | 議案第 4 1 号      | 令和 4 年度 F S S 3 5 スポーツパーク整備工事（拠点整備交付金等）請負契約の締結について        |
|                    | 議案第 4 2 号      | 令和 4 年度惣持寺地区調整池整備工事（特定都市河川浸水被害対策推進事業）請負契約の締結について          |
|                    | 報告第 7 号        | 令和 3 年度三郷町の財政の健全化判断比率について                                 |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | 報告第 8 号 令和 3 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足<br>比率について<br>報告第 9 号 令和 3 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比<br>率について<br>報告第 10 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び<br>執行の状況の点検及び評価の結果について<br>報告第 11 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況につ<br>いて<br>報告第 12 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告につい<br>て<br>報告第 13 号 令和 3 年度ふるさと寄附金について<br>報告第 14 号 寄附の受け入れについて |
| 議員提出議案の題<br>目  | 発議第 4 号 安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 事 日 程        | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 会議録署名議員の<br>氏名 | 議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。<br>10 番 辰 己 圭 一                      11 番 山 田 勝 男                                                                                                                                                                                                                |

令和 4 年 第 3 回 ( 9 月 )

三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 ( 第 1 号 )

令和 4 年 9 月 6 日

午前 9 時 2 9 分 開 議

日 程

- |       |           |                                                             |
|-------|-----------|-------------------------------------------------------------|
| 第 1   |           | 会議録署名議員の指名                                                  |
| 第 2   |           | 会期の決定                                                       |
| 第 3   | 同意第 1 号   | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                             |
| 第 4   | 同意第 2 号   | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて                                   |
| 第 5   | 諮問第 3 号   | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて                                 |
| 第 6   | 認定第 1 号   | 令和 3 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について                            |
| 第 7   | 認定第 2 号   | 令和 3 年度三郷町下水道事業会計決算の認定について                                  |
| 第 8   | 認定第 3 号   | 令和 3 年度三郷町水道事業会計決算の認定について                                   |
| 第 9   | 議案第 3 1 号 | 令和 4 年度三郷町一般会計補正予算 (第 4 号)                                  |
| 第 1 0 | 議案第 3 2 号 | 令和 4 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算 (第 1 号)                           |
| 第 1 1 | 議案第 3 3 号 | 令和 4 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)                            |
| 第 1 2 | 議案第 3 4 号 | 令和 4 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)                              |
| 第 1 3 | 議案第 3 5 号 | 令和 4 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)                           |
| 第 1 4 | 議案第 3 6 号 | 令和 3 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について                            |
| 第 1 5 | 議案第 3 7 号 | 三郷町議会議員及び三郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について                |
| 第 1 6 | 議案第 3 8 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                                     |
| 第 1 7 | 議案第 3 9 号 | 三郷町文化センター条例の一部改正について                                        |
| 第 1 8 | 議案第 4 0 号 | 令和 4 年度 F S S 3 5 キャンパスサテライトオフィス整備工事 (テレワーク交付金) 請負契約の締結について |

- 第 1 9 議案第 4 1 号 令和 4 年度 F S S 3 5 スポーツパーク整備工事（拠点整備交付金等）請負契約の締結について
- 第 2 0 議案第 4 2 号 令和 4 年度惣持寺地区調整池整備工事（特定都市河川浸水被害対策推進事業）請負契約の締結について
- 第 2 1 報告第 7 号 令和 3 年度三郷町の財政の健全化判断比率について
- 第 2 2 報告第 8 号 令和 3 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について
- 第 2 3 報告第 9 号 令和 3 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について
- 第 2 4 報告第 1 0 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について
- 第 2 5 報告第 1 1 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について
- 第 2 6 報告第 1 2 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
- 第 2 7 報告第 1 3 号 令和 3 年度ふるさと寄附金について
- 第 2 8 報告第 1 4 号 寄附の受け入れについて
- 第 2 9 提案理由の説明
- 第 3 0 発議第 4 号 安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書
- 第 3 1 令和 3 年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告
- 第 3 2 令和 3 年度三郷町下水道事業会計及び水道事業会計決算審査の報告
- 第 3 3 一般質問

開 会

午前 9 時 2 9 分

〔開会宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、おはようございます。

地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、令和 4 年第 3 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（伊藤勇二） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日、三郷町告示第 3 5 号によりまして、令和 4 年第 3 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、先週からようやく減少傾向を見せ始めた新型コロナウイルスの第 7 波は、日本で過去最大級の猛威を振るい、7 月末から 4 週連続で新規感染者数が世界最多となるなど爆発的に拡大し、三郷町でも多くの感染者がみられました。

このような状況下ではありましたが、全国各地では感染防止対策を徹底しながら、夏祭りや花火大会を開催した地域も多く、旅行や帰省なども増え、3 年振りに夏らしい話題を聞くことができました。

町内の感染者数を見ますと、昨日 9 月 5 日時点で感染者が累計 3, 8 7 8 人、感染中の方が 2 5 7 人、うち中等症の方が 1 8 人となっております。

本町における 4 回目の新型コロナワクチン集団接種につきましては、先月 2 0 日に終了し、2, 9 0 4 人の方が接種を終えられました。引き続き 1 0 月以降には、オミクロン株対応の集団接種が予定されていることから、今後も社会情勢や感染状況を注視し、町民の皆様の安全と安心を最優先に感染症対策に万全を期すとともに、各種事業をあわせて実施してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、大型で非常に強い勢力の台風 1 1 号の接近の影響により、各地で大荒れの天候となっております。本町におきましても、動向を常に注視し、万全の体制を整えてまいります。

それでは、改めまして、本定例会に提出いたします議案は、同意案件 2 件、諮問案件 1 件、認定案件 3 件、議決案件 1 2 件、報告案件 8 件の計 2 6 件でございます。

ます。どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、招集の挨拶とさせていただきます。

**議長（伊藤勇二）** 日程に入ります前に、三郷町議会会議規則第129条の規定により、議員資質向上に資するため「令和4年度トップマネジメントセミナー、災害や感染症などへの対応と、質の高い地域社会の構築に向けての研修について」辰己圭一議員から派遣承認申請がありましたので、議長は許可しております。

日程につきましては、10月3日月曜日、場所は滋賀県大津市全国市町村国際文化研修所であります。12月定例会の全員協議会において研修報告をしていただきますので、よろしくお願いします。

〔会議録署名議員の指名〕

**議長（伊藤勇二）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第127条の規定により、10番、辰己圭一議員、11番、山田勝男議員を指名します。

〔会期の決定〕

**議長（伊藤勇二）** 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（伊藤勇二）** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から、9月15日までの10日間に決定しました。

〔議案朗読〕

**議長（伊藤勇二）** この際、日程第3、「同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から、日程第28、「報告第14号、寄附の受け入れについて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

**議会事務局主任（小村雄一）** 朗読いたします。

日程第 3 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 4 同意第 2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

|         |           |                                                           |
|---------|-----------|-----------------------------------------------------------|
| 日程第 6   | 認定第 1 号   | 令和 3 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について                          |
| 日程第 7   | 認定第 2 号   | 令和 3 年度三郷町下水道事業会計決算の認定について                                |
| 日程第 8   | 認定第 3 号   | 令和 3 年度三郷町水道事業会計決算の認定について                                 |
| 日程第 9   | 議案第 3 1 号 | 令和 4 年度三郷町一般会計補正予算（第 4 号）                                 |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 2 号 | 令和 4 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第 1 号）                          |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 3 号 | 令和 4 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）                           |
| 日程第 1 2 | 議案第 3 4 号 | 令和 4 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）                             |
| 日程第 1 3 | 議案第 3 5 号 | 令和 4 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）                          |
| 日程第 1 4 | 議案第 3 6 号 | 令和 3 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について                          |
| 日程第 1 5 | 議案第 3 7 号 | 三郷町議会議員及び三郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について              |
| 日程第 1 6 | 議案第 3 8 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                                   |
| 日程第 1 7 | 議案第 3 9 号 | 三郷町文化センター条例の一部改正について                                      |
| 日程第 1 8 | 議案第 4 0 号 | 令和 4 年度 F S S 3 5 キャンパスサテライトオフィス整備工事（テレワーク交付金）請負契約の締結について |
| 日程第 1 9 | 議案第 4 1 号 | 令和 4 年度 F S S 3 5 スポーツパーク整備工事（拠点整備交付金等）請負契約の締結について        |
| 日程第 2 0 | 議案第 4 2 号 | 令和 4 年度惣持寺地区調整池整備工事（特定都市河川浸水被害対策推進事業）請負契約の締結について          |
| 日程第 2 1 | 報告第 7 号   | 令和 3 年度三郷町の財政の健全化判断比率について                                 |
| 日程第 2 2 | 報告第 8 号   | 令和 3 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について                            |
| 日程第 2 3 | 報告第 9 号   | 令和 3 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率                                 |



について

日程第 2 4 報告第 1 0 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について

日程第 2 5 報告第 1 1 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について

日程第 2 6 報告第 1 2 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

日程第 2 7 報告第 1 3 号 令和 3 年度ふるさと寄附金について

日程第 2 8 報告第 1 4 号 寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

**議長（伊藤勇二）** 日程第 2 9、ただいま朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

**町長（森 宏範）（登壇）** それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず、初めに、「同意第 1 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の太田洋士氏の任期が本年 9 月 3 0 日付をもって満了となることに伴うものであります。太田氏におかれましては、平成 2 8 年 1 0 月から委員として職務を遂行していただいております。豊富な経験と優れた識見、公正な判断力をお持ちであり、人格も高潔であることから、引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、「同意第 2 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の下方恵理氏の任期が本年 9 月 3 0 日付をもって満了となることに伴うものであります。下方氏におかれましては、平成 3 0 年 1 0 月から委員として、本町の教育行政に多大なご尽力をいただいております。豊富な経験と優れた識見をお持ちであり、人格も高潔であることから、引き続き教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、「諮問第 3 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについ

て」であります。

本案につきましては、現委員の中田進也氏の任期が本年１２月３１日付をもって満了となることに伴うものであります。中田氏におかれましては、２期６年にわたり、人権擁護委員として、人権相談や人権啓発活動に熱心に取り組んでいた、地域住民のためにご活躍いただいているところであります。このことから、引き続き中田氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、「認定第１号、令和３年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

一般会計と特別会計５会計の令和３年度決算を地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。去る８月２日、３日の両日にわたり、瓜生、山田両監査委員により厳正な決算審査を行っていただき、また、今後の行財政運営にも適切なご指導を賜りましたことに對しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、令和３年度の一般会計決算についてであります。二つの大きな特徴がございます。

まず、１点目が、デジタル化による業務効率化であります。これは、自治体DXの先駆けとしてデジタル化を推進し、業務効率化を図ることを目的とするもので、このデジタル化により削減できた時間は、合計で８，４１３．２時間にも上り、効率化された時間をさらなる住民サービスの向上のために活用いたしました。

また、２点目として、感染の拡大防止とともに地方創生を図りながら、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民の皆様の生活を支援するために実施いたしました地方創生臨時交付金事業であります。この中で主立ったものを申し上げますと、災害時の避難所において、新型コロナウイルス感染症対策備品が急増したことを受け、新たな災害備蓄品の確保をするための、中央防災倉庫の整備や災害時に住民の皆様の生命財産を守るため、災害対策本部において迅速に対応できるよう地域BWAを活用した新たな防災システムの構築を行いました。

また、奈良学園大学三郷キャンパス跡地を、将来像である全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」として活用するため、奈良学園大学跡地活用の検討業務も実施したところであります。

そのほかにも、コロナ禍で生活に困窮されている住民の方々のための各種給付

金事業や支援事業など、繰越明許を含めると、全体で３５事業を実施いたしました。

なお、各会計の詳細な内容につきましては、所属の委員会でご説明申し上げますこととし、ここでは各会計の決算額を申し上げます。

まず、令和３年度一般会計の決算であります。歳入総額１１１億４，４５９万５，８３１円、歳出総額１０１億９５万３，９９５円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、９億９，９６３万１，８３６円の黒字となりました。決算の内容を見ますと、歳入では全体の約２０％を占める町税につきましては、前年度比１．７％の減となりましたが、一方で、約２７％を占める地方交付税においては、前年度比１４．９％の大幅な増となりました。

次に、国庫支出金では、子育て世帯臨時特別給付金、非課税世帯等臨時特別給付金、そして、新型コロナウイルスワクチン接種など、感染症対策に係る各種補助金があったものの、前年度は住民基本台帳に登録されている全ての方に一律１０万円を給付した特別定額給付金事業があったことから、前年度比３９．４％の大幅な減となりました。

一方、町債では、議員各位のご協力のもと、西部保育園建替事業及び三郷北小学校大規模改造事業におきまして、町財政に有利な起債を借り入れたことなどから、前年度比５７．６％増となりました。

次に、歳出では、西部保育園建替事業及び三郷北小学校大規模改造事業に加え、新型コロナウイルス感染症に対するさまざまな施策を実施したものの、歳入と同様、前年度は特別定額給付金事業があったことから、歳出総額においても８．５％の減となったものであります。今後も自主財源であります税収の確保に努めるとともに、国県補助金の活用はもちろんのこと、有利な起債の発行などにも尽力し、民間の活力とノウハウを最大限に活用する官民連携の手法も、今以上に取り入れてまいります。また、経費の節減・合理化を図りながら、前向きな姿勢で施策に取り組み、「三郷町に住んでよし、訪れてよし、働いてよし、そして学んでよし」と言っていただけまちづくりをより一層進めてまいる所存でございます。

次に、特別会計の決算についてご説明申し上げます。

まず、令和３年度住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算であります。歳入総額１，９０６万６，６１０円、歳出総額２億１，６５９万８，１７２円で、差引き１億９，７５３万１，５６２円の赤字となりました。

次に、令和３年度し尿浄化槽管理特別会計の決算であります。歳入総額１０億８万５千９百８円、歳出総額８億０万７千０百９円で、差引き２億７万９千８百８９円の黒字となりました。

次に、令和３年度国民健康保険特別会計の決算であります。歳入総額２億３千３万８千５百９円、歳出総額２億２千９万８千６百８４円で、差引き４万７千七百三十七円、八百八十七円の黒字となりました。

次に、令和３年度介護保険特別会計の決算であります。保険事業とサービス事業の合計で、歳入総額２億２千４万三千零七円、二百五十五円、歳出総額２億１千九百二十二万二千一百三十四円で、差引き三百二十万七千五百七十一円の黒字となりました。

最後に、令和３年度後期高齢者医療特別会計の決算であります。歳入総額３億九千九百二十八万八千四百四十二円、歳出総額三億九千九百二十二万五千四百四十二円で、差引き六万三千四百円、黒字となりました。

続きまして、「認定第２号、令和３年度三郷町下水道事業会計決算の認定について」、及び「認定第３号、令和３年度三郷町水道事業会計決算の認定について」であります。両会計の決算について、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。去る７月７日に瓜生、山田両監査委員により、厳正なる審査を行っていただき、今後の事業運営も含めて貴重なご意見を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、最初に下水道事業の経営状況についてご説明申し上げます。

まず、収益的収支では、事業収益が６億八千三百八十万八千一百四十八円、事業費用が５億九千二百五万一千五百五十六円となり、九千一百七十五万六千五百九十二円の利益となりました。一方、資本的収支では、三郷町下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、下水道管の点検やカメラ調査を実施するとともに、勢野東地区を中心とした管路整備を実施しました。この結果、収入で２億二千一百一十一万九千六百円、支出で四億三千五百四万二千二百円となり、二億一千万四千二百四十円の不足が生じました。

なお、不足額につきましては、消費税等調整額で三百四万一千六百六十五円、当年度損益勘定留保資金八千四百五十四万一千八百六十八円、減債積立金七千六百七十八万五千五百三十一円、当年度利益剰余金三千七百五万三千三百五十六円で補填することといたしました。

次に、水道事業の経営状況についてご説明申し上げます。

収益的収支では、近年減少傾向にありました給水量が、コロナ需要により一時は増加傾向を示したものの、本年度は再び減少に転じる結果となりました。一方で給水収益などを含めた事業収益で６億８，６１０万４，１３６円、事業費用で７億３，５４４万５，８５３円となり、４，９３４万１，７１７円の損失となりました。

次に、資本的収支では、水道事業基本計画に基づき、２年目となる勢野低区配水池の改修工事を完了し、管網整備事業や下水道工事に伴う配水管布設替工事を計画的に進めているところであります。その結果、収入が３億２，３２９万３，６００円、支出が３億６，７２６万８６７円となり、４，３９６万７，２６７円の不足が生じました。

なお、不足額につきましては、消費税等調整額２，７２８万５，５９５円、減債積立金１，０００万円、当年度損益勘定留保資金６６８万１，６７２円で補填することといたしました。

次に、「議案第３１号、令和４年度三郷町一般会計補正予算（第４号）」についてであります。

既決予算に３億１，０１７万８，０００円を追加し、補正後の予算総額を１０４億６，８３４万７，０００円とするものであります。

まず、歳出から主な内容を申し上げますと、総務費では、令和５年１０月から開始予定の消費税の適格請求書保存方式、いわゆるインボイス制度において、相手側の不利益を回避するため、制度開始までに対応が必要な業務の洗い出しや庁内体制の整理、制度への理解のための職員の教育などの支援が必要となることから、会計管理費で８８万円を計上するものであります。

また、マイナンバーカードの申請が増加する中、カードの取得やマイナポイントの申請手続に当たり、住民の皆様を支援するため、会計年度任用職員を任用するための費用に合わせ、申請時だけでなく、その後の業務効率化、ペーパーレス化を進めるためのタブレット導入経費として、情報管理費で３９５万２，０００円を追加するものであります。

なお、タブレットをリースで導入するため、翌年度以降のリース料７４万１，０００円を債務負担行為として補正計上するものであります。

次に、前年度の国県補助金の精算に伴う返還金として、諸費で１億５，３９４万円を追加するものであります。また、本町が所有している公共施設について、

今後の行政需要に備え、計画的に基金を積み立てていく必要があることから、公共施設整備等基金、積立金で１億円を計上するものであります。

次に、民生費では、当初予算で計上しておりました保育所等整備事業費補助金につきまして、新型コロナウイルス感染症対策として私立保育園からの申請をいただいておりますが、コロナ対策として追加の工事が必要となったことから、児童福祉総務費で７９万３，０００円を追加するものであります。

次に、衛生費では全庁体制で取り組んでおります新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、接種対象者の拡大やオミクロン株対応ワクチン接種にかかる費用として３，９８１万３，０００円を計上するものであります。

次に、商工費では、７月補正で計上しておりました事業復活応援給付金交付事業につきまして、対象事業者が当初の見込みを大幅に上回ることが判明し、予算に不足が生じることから、商工費で１，０８０万円を追加するものであります。

一方、歳入では新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する補助金といたしまして、国庫負担金で５１７万円を、国庫補助金で３，４６４万３，０００円を追加するものであります。

次に、歳出でご説明いたしましたマイナンバーカード普及促進事業に、国庫補助金で３９５万２，０００円を計上するものであります。また、保育所等整備事業費補助金の増額に伴い、国庫補助金で５２万９，０００円を増額するものであります。また、当初予算に計上しておりました母子手帳アプリに対する国庫補助金として１３万２，０００円を追加するものであります。

次に、諸収入では、令和３年度後期高齢者医療広域連合の決算に伴う返還金として２，２８６万８，０００円を計上いたしました。

なお、令和３年度決算に伴い、繰越金が確定したことから、９億９，９６３万円を計上するとともに、今回の補正予算に係る財源を充当後、財政調整基金からの繰入金７億５，６７４万６，０００円を減額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第３２号、令和４年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第１号）」についてであります。

当初予算に２７万９，０００円を追加し、補正後の予算総額を３２６万８，０００円とするものであります。内容といたしましては、令和３年度決算における繰越金２７万９，０００円を下水処理施設管理基金へ積み立てるものであります。

続きまして、「議案第 33 号、令和 4 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。当初予算に 1,355 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 22 億 9,279 万 6,000 円とするものであります。内容といたしまして、歳入で、特定健診負担金の令和 3 年度精算分を受け入れるため、5 万 9,000 円を計上するものであります。

なお、令和 3 年度決算に伴い、繰越金が確定しましたことから、4,773 万 6,000 円を計上するとともに、財政調整基金からの繰入金を全て減額し、残る 1,355 万 1,000 円を財政調整基金へ積み立てることで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第 34 号、令和 4 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。

保険事業の当初予算に 3,107 万 4,000 円を追加し、補正後の予算総額を 21 億 6,748 万 2,000 円とするものであります。内容といたしまして、歳出では、令和 3 年度の介護給付費及び地域支援事業費の国、県補助金の超過交付分を返還するため、償還金で 2,032 万 4,000 円を計上するものであります。

なお、令和 3 年度決算に伴い、繰越金で 3,107 万 4,000 円を計上するとともに、今回の補正予算に係る財源を充当後、残る 1,075 万円を介護給付費準備基金へ積み立てることで収支を合わせるものであります。

次に、サービス事業の当初予算に 100 万円を追加し、補正後の予算総額を 617 万 3,000 円とするものであります。内容といたしましては、令和 3 年度決算における繰越金 100 万円を予備費に計上するものであります。

続きまして、「議案第 35 号、令和 4 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。

当初予算に 6 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額を 4 億 7,039 万 5,000 円とするものであります。内容といたしまして、本年 4 月及び 5 月に納付された保険料を広域連合に納付するため、歳入では繰越金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金で、それぞれ 6 万 3,000 円を追加するものであります。

続きまして、「議案第 36 号、令和 3 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度下水道事業会計の未処分利益剰余金1億6,550万458円を減債積立金に8,871万4,927円を積み立てるとともに、資本金へ7,678万5,531円を組み入れることについて、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第37号、三郷町議会議員及び三郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正は、公職選挙法施行令が一部改正され、物価変動等の影響により、選挙運動費用における公費負担限度額が引き上げられました。これに伴い、本町においても同様に選挙運動用自動車の借入れ及び燃料供給費用、ビラ・ポスター作成費用に係る公費負担限度額をそれぞれ引き上げ、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第38号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。

非常勤職員に係る育児休業取得要件の緩和を目的として、人事院規則の改正がされたことに伴い、本町においても会計年度任用職員が同様の措置となるよう、所要の改正を行うものであります。

主な改正点としましては、子どもが保育所に入所できない等の理由により、1歳以降も育児休業を取得する場合、夫婦交代で育児休業の取得が可能になるなど、さまざまな育児の状況に応じて柔軟に育児休業を取得できるよう改正するもので、本年10月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第39号、三郷町文化センター条例の一部改正について」であります。

文化センター1階の南都銀行跡を貸館利用を可能にするための条例改正であります。当該スペースを多目的室とし、所要の使用料を制定するもので、本年10月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第40号、令和4年度FSS35キャンパスサテライトオフィス整備工事（テレワーク交付金）請負契約の締結について」及び「議案第41号、令和4年度FSS35スポーツパーク整備工事（拠点整備交付金等）請負契約の締結について」は関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

本町では、本年2月に無償譲渡を受けた奈良学園大学三郷キャンパス跡地をFSS35キャンパスと名づけ、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の核とな



るエリアとして活用することといたしました。その中で、10館をサテライトオフィスとして活用するため改修工事を実施するもので、総合評価落札方式による一般競争入札の結果、株式会社楠木工務店、代表取締役、楠本康則を契約の相手方とし、1億135万4,000円で請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

また、スポーツパークとして、テニスコート、バスケットコート、BMXパーク、スケボーパークを新たに整備するための改修工事を実施するに当たり、一般競争入札の結果、長谷川体育施設株式会社関西支店、執行役員支店長、川村直樹を契約の相手方とし、9,668万5,600円で請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第42号、令和4年度惣持寺地区調整池整備工事（特定都市河川浸水被害対策推進事業）請負契約の締結について」であります。

浸水常襲地域である惣持寺地区における抜本的な対策として、当該エリアに新たに調整池を整備するため、雨水を貯留する調整池の整備工事を実施するもので、総合評価落札方式による一般競争入札の結果、村本・山岡特定建設工事共同企業体、村本建設株式会社奈良本店、常務執行役員本店長、高田幸伸及び株式会社山岡組、代表取締役、山岡告章を契約の相手方とし、12億1,179万6,300円で請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「報告第7号、令和3年度三郷町の財政の健全化判断比率について」であります。令和3年度決算で、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字であったことからいずれも表示されず、実質公債費比率は1.7%で、前年度比で0.2ポイントの増加となりました。また、将来負担比率については、地方債残高が増加したことや、基準財政需要額算入見込額が減少したことで、前年度比2.7ポイント増加し、52.1%となりました。

続きまして、「報告第8号、令和3年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について」、及び「報告第9号、令和3年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について」であります。

両会計におきまして、資金不足比率は生じず、算定値は下水道事業会計がマイナス22.81%、水道事業会計がマイナス91.4%となったものであります。

続きまして、「報告第10号、三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について」であります。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和3年度の教育委員会の活動状況並びに施策の点検及び評価を議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第11号、公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について」であります。

本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和3年度の事業報告及び決算、並びに本年度の事業計画及び予算を議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第12号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」であります。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した損害賠償の額の決定について報告するものであります。

内容といたしましては、本年4月8日に収集車が民家の擁壁に接触する物損事故が発生したもので、外壁について10万2,300円、畑の門扉及び石垣等について33万6,329円、異なる外壁について53万7,900円の損害賠償をそれぞれ支払うことで、相手方との示談が成立したものであります。

続きまして、「報告第13号、令和3年度ふるさと寄附金について」であります。

本町のふるさと寄附金「ガンバレ三郷！応援寄附金」の令和3年度の実績といたしまして、475件、合計514万2,800円のご寄附を頂きました。心より厚く御礼を申し上げますとともに、頂いたご寄附については、基金に積み立て、事業目的ごとに有効活用させていただきます。ありがとうございました。

最後に、「報告第14号、寄附の受け入れについて」であります。

本年7月8日に株式会社南都銀行頭取、橋本隆史様及び株式会社楠本工務店代表取締役、楠本康則様から、西部保育園に対し、折り畳み式作品乾燥棚1台、紫外線吸収遮断メッシュシート1枚、モバイルスクリーン1台、画板30個をご寄附いただきました。心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

**議長（伊藤勇二）** 以上で提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

**議長（伊藤勇二）** 日程第30、「発議第4号、安倍元首相の『国葬』の中止を求める

意見書について」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

発議第4号、令和4年9月6日、三郷町議会議長 伊藤勇二 様。

安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 久保安正。

賛成者 神崎静代、南 真紀。

政府は、参院選期間中に襲撃されて亡くなった安倍晋三元首相の葬儀を「国葬」として行うことを閣議決定しました。「国葬」とする理由について、岸田首相は、記者会見で“強いリーダーシップで内政・外交で大きな貢献を果たした総理大臣だったからだ”と述べました。

安倍元首相が無法な銃撃で殺害されたという暴挙については厳しく糾弾されなければなりません。しかし、安倍元首相に対する政治的評価は広く国民の中で分かれています。森友・加計・桜などの政治の私物化では疑惑究明がなされず、「アベノミクス」や外交、安保法制の強行などさまざまな問題をつくった政権であったことが国民の評価を大きく分けているのです。

岸田首相が述べたように、安倍元首相を内政も外交も全面的に礼賛する立場での「国葬」を行うことは、国民のなかで評価が大きく分かれている安倍元首相の政治的立場を、国家として全面的に公認し、国家として安倍元首相の政治を賛美・礼賛することになります。

また、こうした形で「国葬」を行うことは、安倍元首相に対する弔意を、個々の国民に対して事実上強制することにつながるものが強く懸念されます。弔意は、誰に対するものであっても、弔意を示すかどうかも含めて、すべて内心の自由にかかわる問題であり、国家が弔意を求めたり、弔意を事実上強制したりすることがあってはなりません。

さらに、「国葬」は明治憲法下の天皇の勅命である「国葬令」に基づくものでしたが、日本国憲法施行の際に失効し、現在は実施にあたっての法的な根拠はありません。

よって、政府に対し、安倍元首相の葬儀を「国葬」で行うことの中止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2022年9月 奈良県三郷町議会。

提出先 内閣総理大臣。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいま朗読の発議第4号について、提案理由の説明を求めます。

2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書について、提案理由を述べます。

国葬とは、国家が主催し国費で行われる葬儀です。日本では、国民国家が形成される明治期につくり出されました。国葬の原型がつけられたのは、当時の政府の最高実力者で、1878年、明治11年に不平士族に暗殺された大久保利通の葬儀です。まだ基盤が不安定だった明治政府は、暗殺を契機に、不平士族や自由民権派などの反政府活動が活気づくことを危惧し、彼らを社会悪として完全否定する政治的意図を持って葬儀を送られました。

喪主は、大久保家でしたが、実質的には、伊藤博文ら政府首脳が主導して、国の内外に見せるために多額の国費を使い、盛大な葬儀が行われました。

5年後の1883年、岩倉具視の葬儀で、公文書で国葬という言葉が明記され、天皇の特別のおぼしめしに基づいて、政府が公式に指導する国葬が成立します。以降、敗戦まで天皇と皇太后を除き、20人の国葬が行われました。

天皇に仕え、国家に尽くした功臣の死をみんなで悼むことによって一体感を生み、国民統合や国威発揚のための装置として、国葬は作用することになります。

1926年、大正15年、天皇中心の専制国家を支える儀式として国葬が、国葬令として法令化され、国葬に際しての国民の服務の義務が明文化されました。国葬令は、戦後、日本国憲法の国民主権や基本的人権に反するものとして、1947年に失効しました。ところが、1967年に、当時の佐藤栄作首相が、吉田茂元首相の国葬を法的根拠のないまま、閣議決定で強引に実行しましたが、反対運動が起こり、無関心な人々も多く、戦後の民主主義の日本社会でかつてのような国葬は成り立たないことを示して終わりました。1975年の佐藤栄作元首相の葬儀は、国葬は断念され、内閣、自民党、国民有志主催の国民葬として行われました。当時の朝日新聞の報道によれば、決め手は内閣法制局の法的根拠が明確でないとの見解だったとされます。戦前のような国葬令が存在しないだけでなく、

国葬という以上、立法、行政、司法の３権が合同で行うべきで、吉田元首相の場合のように、閣議決定だけでは内閣葬にすぎないといった点が考慮され、国葬ではなく、内閣、自民党、国民有志主催の国民葬として行われることになった。当時の朝日新聞の報道です。

岸田内閣は、安倍元首相の国葬に向けて、独断的に突き進んでいますが、国葬と言いながら、国民の分断と亀裂が大きく広がっています。

戦前、国葬令に基づく国葬は、国民を侵略戦争に駆り立てる手段として使われました。戦後の憲法下で、国葬令が執行したのは、民主主義と相入れないからです。法的な根拠も有しない国葬を復活させてはなりません。

以上、提案理由。

**議長（伊藤勇二）** 以上で提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

**議長（伊藤勇二）** それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

**議会事務局主任（小村雄一）** 朗読します。（別紙１頁～７頁）

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（伊藤勇二）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

**議長（伊藤勇二）** 日程第３１、令和３年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告、日程第３２、令和３年度三郷町下水道事業会計及び水道事業会計決算審査の報告を一括にして監査の報告を求めます。瓜生代表監査委員。

**代表監査委員（瓜生英明）（登壇）** それでは、令和３年度三郷町一般会計、特別会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

去る８月２日、３日の両日、山田監査委員とともに、令和３年度三郷町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況について審査を行いました。その中で地方自治法第２３３条第２項の規定により、審査に付されました令和３年度三郷町一般会計及び住宅新築資金等貸付事業、し尿浄化槽管理、国民健康保険、介護保険の保険事業、介護保険のサービス事業、後期高齢者医療の各特別会

計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、関係者帳簿、証拠書類並びに同法第241条第5項の規定により、審査に付されました各基金の運用状況を審査いたしました。

各会計の決算については、予算現額及び収入支出額について関係者帳簿、証拠書類等を慎重に審査をしました結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われているものと認められました。

また、各基金の運用状況についても、計数に誤りがなく、適正に運用されているものと認められました。

なお、財政健全化を図るための財政運営につきましても、意見を付したところでございますが、詳細につきましては、審査意見書をご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

続きまして、令和3年度下水道事業会計及び水道事業会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

去る7月7日に山田監査委員とともに、令和3年度両会計の決算審査を実施いたしました。提出されました損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、その他の関係者資料を証拠書類及び決算書を慎重に審査いたしました結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われているものと認められました。

なお、財政健全化を図るための上下水道事業の運営につきましては、意見を付したところでございますが、詳細につきましては、令和3年度三郷町下水道事業会計決算審査意見書及び令和3年度三郷町水道事業会計決算審査意見書をご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** ありがとうございました。

以上で、令和3年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告及び令和3年度三郷町下水道事業会計及び水道事業会計決算審査の報告を終結します。

ここで、暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時50分

**議長（伊藤勇二）** 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（伊藤勇二） 日程第 33、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則第 55 条、同一議員につき同一の議題について 3 回を超えることができないと規定されています。また、第 56 条の規定により、質問、答弁合わせて、原則 1 時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第 61 条第 3 項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力の下、運営が円滑になれますよう、よろしくお願いします。

それでは、6 番、高田好子議員。一問一答方式で行います。

6 番（高田好子）（登壇） おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般通告させていただきました 1 番目の項目、子ども医療費助成制度の拡充について質問させていただきます。

日本は、2042 年には高齢化率が 36.1%に達すると言われており、人口減少による深刻な問題、少子高齢化への対応が重要と言えます。日本創成会議の試算では、2040 年までに消滅の危機に直面する市町村は、896 に及ぶと見込まれており、三郷町では 20 歳から 39 歳の女性の人口が 5 割以下に減少する自治体ではなかったため、消滅可能性都市とはならなかったものの、地方創生総合戦略にも関わりますが、具体的な施策を何もしないと、三郷町も消滅可能性都市に近い自治体になることが予想されます。

本町では、令和 2 年 3 月に第 2 期三郷町子ども子育て支援事業計画が策定され、笑顔と元気あふれ、すべての子どもと親が輝くまちと掲げ、第 2 期まちづくり総合戦略においても、若い世代と子どもたちが住みやすく、結婚・出産・子育ての場として選ばれる生活環境づくりとし、子どもの医療費助成の具体的施策として示されています。働き盛りの世代が本町に移り住み、住み続けたいと言っている子育て環境を速やかに構築すべき重要なときを迎えていると思っております。そのためには本町の子ども子育て支援施策の取組やビジョンをしっかりと掲げて、着実に取り組むべきであると考えております。

家計にとって負担となりがちな子ども医療費ですが、助成対象が拡大しています。東京都では、今まで中学生までだった医療費の助成対象が、令和 5 年度から高校生までに拡大されます。全国の市区町村単位でも、子ども医療費の対象を 18 歳となる年度末までとする市区町村も増えてきており、県内でも、大和高田市、

広陵町が、本年８月より対象年齢を１８歳までに拡充されました。現在、本町において、子ども医療費助成の対象は中学校卒業までとしておりますが、コロナ禍の影響もあり、子ども達の置かれている状況は多様化し、子どもの医療費の経済的負担は大きいと言われてしています。

子どものいる家庭にとって大きな助けとなる乳幼児も含む子ども医療費助成制度は、子育て世代の経済的負担の軽減、必要な受診機会を確保し、子どもの健康を守るため子ども医療費助成の拡充は必要であり、現行の中学校卒業までの対象を高校卒業までに拡充すべきと考えますが、町のお考えをお聞かせください。

また、本町の子ども医療費の現物給付化の現状は、国の政策推進もあり、令和元年８月より、ゼロ歳児から６歳までの未就学児を対象に現物給付方式が導入されています。小学１年生から中学３年生までの学齢期に当たる子どもが受ける子ども医療費については、自動償還払いとなっています。他府県から転入された方々からは、奈良県は窓口払いが必要なのか、いや、どうして立替払いをしなくてはいけないのかというお声もお聞きします。本来はどこに住んでいても安心して子どもを産み育てることができるよう、基本的には国が統一的なサービスをやっていることが望ましいと考えますが、現状、各都道府県で制度に差があります。

奈良県市長会及び町村会で、令和元年度、令和２年度と２年にわたり県に対して早期の現物給付化の実施の要望をしていただいていること、また、現物給付方式の拡大を実施した場合、国民健康保険国庫負担金の減額調整措置、ペナルティーが課せられることなど、さまざまな課題があることは推察されます。

しかし、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めることは、少子化対策の強化にもつながると考えます。

そこで、現物給付方式を小学生以上に拡大することへのお考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

**議長（伊藤勇二）** 辰巳住民福祉部長。

**住民福祉部長（辰巳政行）（登壇）** おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、高田議員の１問目のご質問にお答えさせていただきます。

子ども医療費助成制度は、子どもの健康の保持及び福祉の促進を図ることを目的として医療保険の自己負担分を助成する制度で、本町におきましては、奈良県の補助基準に合わせ、中学校卒業までを対象として平成２３年度より一部負担金を、平成２８年度より所得制限を撤廃して実施しております。給付方法について



ですが、未就学児につきましては、医療機関での窓口負担が不要な現物給付方式を、小中学生につきましては、一旦窓口負担をしていただき、後日助成金を支給する自動償還払方式を採用しております。

議員ご質問の子ども医療費助成制度の拡充につきましては、平成30年度に国民健康保険制度が県単位化されたことと同様に、県下で統一されることが望ましいと考えております。

しかしながら、子育て世代の経済的負担の軽減及び安心して医療を受けられる環境づくり、そして、子育てしやすいまちづくりの観点から一つの施策として、本町におきましても、次年度には子ども医療費助成を高校卒業まで拡充できるよう準備してまいりたいと考えております。

また、給付方式の採用につきましては、現在奈良県では、未就学児のみ現物給付方式を採用しております。経緯といたしましては、未就学児に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置、いわゆるペナルティーが撤廃されたことに伴い、令和元年8月診療分より未就学児のみを対象として導入されました。小学生以上の子どもにつきましては、引き続き国の減額調整措置が適用され、現物給付方式の導入には至っておらず、毎年減額調整措置の撤廃と現物給付方式の対象年齢引上げを国に強く働きかけるよう、町村長会を通して県へ要望しているところです。

現物給付方式の拡充は各市町村とも望んでいるところであり、今後も県下で足並みをそろえながら、国及び県へ粘り強く要望を続け、現物給付方式の対象年齢引上げを実現できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 高田議員、再質問を許します。

**6番（高田好子）（登壇）** ただいま辰巳部長より子ども医療費を高校卒業まで拡充、来年度に向けてやっていただけるということで、大変前向きなご答弁をいただきました。感謝申し上げます。子育て世代の皆さんが大変喜ばれると思います。

そこで一つお尋ねですが、助成対象を現行の中学卒業15歳から高校卒業の18歳までとした場合、町の持ち出しというのは概算でどれぐらい試算されているのかちょっとお伺いさせてもらいたいと思います。

現物給付方式につきましては、毎年、県や国のほうにも要請をしていただいているということで、住民の負担軽減をする観点からも、制度の改正に向けて要望していくというようなことだったと思いますので、引き続き現物給付の拡大を要

望し続けていただきたいと思います。

子ども医療費助成の拡充については、繰り返しになりますが、子どもを産み育てやすいとする子育て支援や三郷町に住んでみたい、三郷町に住み続けたいと思っていただける移住定住施策の観点からも、三郷町を選んでもらえるツールの一つとしていく必要があると考えます。子育て支援は、安心して子育てができるこの環境を社会全体で整備していくこと、また、三郷町の将来を担う子ども達が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することが目的だと思っております。三郷町の子ども達のためにも、スピード感、スケジュール感を持って、助成拡大に取り組んでいただくことを強く要望し、ご答弁をお聞きし、私の1問目の質問を終了いたします。

**議長（伊藤勇二）** 辰巳住民福祉部長。

**住民福祉部長（辰巳政行）（登壇）** それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

子ども医療費助成制度、高校生までに拡充した場合の影響額についてということでございますが、1学年に約180人と試算いたしまして、3学年で、1年間約1,000万円と見込んでおります。

また、現物給付方式の話につきましても、全国知事会が本年の7月28日と29日に奈良市で開催され、安心して産み育てるためには経済的な支援をさらに充実させ、社会全体で子育てを応援していくことが重要だとして、子ども医療費助成に関して国保の国庫負担額が減額される調整措置について全廃という提言を盛り込みました。本町といたしましても、先ほども申し上げましたが、動向を注視しつつ、県内市町村と足並みをそろえながら、一步踏み込んで現物給付方式の対象年齢引上げを早期に実現できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。6番、高田好子議員。

**6番（高田好子）（登壇）** それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

男性用トイレのサンタリーボックス設置についてお伺いをいたします。

本町は医療用ウィッグや乳房補整具の購入費助成制度を導入し、がんサバイバーの町民のアピアランスケア、外見のサポートや精神面のサポートに取り組み、応援、支援していただいております。

一般的に2人に1人ががんに罹患すると言われる時代、早期発見早期治療、そして、目を見張る医療の進歩に伴い、生存率も上がっており、たとえがんと診断されても、職場復帰される方、地域活動を生き生きと再開される方など、社会生活を続けておられる方が多くいらっしゃいます。

国立がん研究センターが2018年にまとめた統計によると、前立腺がんと診断された男性は約9万2,000人、膀胱がんは、約1万7,000人に上るとされ、近年増加傾向にあります。男性特有のがんである前立腺がんや男性の罹患率が高いとされる膀胱がんの手術後に、排尿コントロールが難しくなり、頻尿や尿漏れの状況が起こりやすくなり、このため手術を受けた男性は、尿漏れパッドを着用することが多く使わざるを得ない方が一定数おられます。

少し前に、外出先で尿漏れパッドを捨てる場所がないとのお困りの声をいただきました。生理用品などを捨てるため、女性トイレの個室には当たり前にあるサニタリーボックスが男性トイレには置かれていないことがまず驚きでした。尿漏れパッドを着用している男性は、恥ずかしさからなかなか声を上げられず、捨てる場所がないため、使用済みのパッドを持ったままごみ箱を探すのが現状で、やむを得ず、外出先から自宅までビニール袋などに入れて持ち帰ったり、トイレに放置される場合もあるそうです。一方、当事者以外の男性は、問題意識を持ちづらいのだとも感じ、公共施設等にサニタリーボックスの設置がされていないのかとも思いました。

本年1月に、日本骨髄バンク評議員の方の尿漏れパッドはどこへという寄稿が掲載されたこともきっかけとなり、そのような状況を改善しようと、全国の市町村各地で、男性トイレの個室にサニタリーボックスの設置の動きがあります。

埼玉県では225か所ある県有施設の多目的トイレを含む男性トイレへのサニタリーボックス設置100%となったほか、三重県や福岡県、芦屋市、交野市、西宮市などでも設置が進んでいます。埼玉県や西宮市などでは、設置と一緒に、トイレの入り口や個室のトイレのドアにサニタリーボックス設置していますとの案内掲示も貼られています。また、大型商業施設や大手家電量販店、自動車販売店など、設置する民間企業の取り組みも進んでいます。

民間企業の調査によると、40歳代から70歳代の男性の8人に1人が、尿漏れに悩んでいるとのこと。本町においても、声を出さずとも、困られている方がおられます。また、サニタリーボックスを設置することは、赤ちゃんのおむ

つ替えをするお父さんやL G B Tなど性的少数者の配慮にもつながると考えます。

役場や文化センター、図書館など、町内施設の男性トイレ個室にサニタリーボックスを設置してはどうでしょうか。スペースの問題などもあるかと思いますが、全ての個室に設置することが難しければ、トイレ1か所につき一つの個室だけでも設置して、案内表示をすればよいと思います。できれば、においなど衛生面や回収してくださる方のことも考えて、袋も設置し、それに入れて、口を結んで捨てていただけるようにするのはどうでしょうか。

そこでお尋ねいたします。現在の男性トイレ個室へのサニタリーボックスの設置状況と今後の設置や案内表示等の取り組みについて、町の見解をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

**議長（伊藤勇二）** 辰巳住民福祉部長。

**住民福祉部長（辰巳政行）（登壇）** それでは、高田議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町のサニタリーボックスの設置状況についてでございますが、生理用品等を廃棄する目的で、女性用トイレ及び一部の多目的トイレには設置しておりますが、男性用の個室トイレには現在設置しておりません。議員がおっしゃるとおり、膀胱がんや前立腺がんの手術後は、頻尿や尿漏れの症状が起きやすくなり、尿漏れパッドを利用されている方がおられます。トイレにサニタリーボックスを設置することで、使用済みの尿漏れパッド等を持ち帰らずに廃棄することができるので、安心して外出する環境を整えることができ、がんに罹患された方への適切な支援により、社会とのつながりを維持し、生きる意欲を持ち続けるような社会をつくるために、きめ細やかな配慮が必要であると考えております。

サニタリーボックスの設置について、他市町村の状況を見ますと、県内では、奈良市が、近隣では、王寺町が男性用個室トイレに設置しており、全国的にも設置する動きが進んできております。本町といたしましても、衛生管理の面でもメリットがあるため、庁舎をはじめ、公共施設を含めた設置について検討してまいります。

今後の取り組みといたしましては、パッド等の交換には、男性用個室トイレに比べ、多目的トイレのほうが広さに余裕があり、より多くの方の利用が見込まれるため、まずは多目的トイレにサニタリーボックスを設置することを優先に進め、利用者がすぐに見つけることができるよう、表示を掲げ周知してまいりたいと考

えております。また、男性用個室トイレについても、サニタリーボックスを設置することが理想と考えており、スペース等を考慮し、設置できるよう検討してまいりたいと考えております。

本町のがん対策の施策においても、がん予防とがん患者等への支援の両面から進めているところであり、性別や年齢に関係なく、がん患者の社会参加を後押ししたいと考えております。今後も、SDGs達成に向けた社会課題に取り組み、トランスジェンダーの方でも安心して利用ができるよう、全ての人がお互いに人格、個性、多様な生き方を尊重し合い、ともに支え合える共生社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 高田議員、再質問を許します。

**6 番（高田好子）（登壇）** 今辰巳部長から、まずは多目的トイレに設置の方向で、また、表示案内もつけていくということをお願いいたしました。前向きな答弁をいただき、また迅速に対応していただきたいと思います。個室トイレのほうにも、どうかよろしくお願いします。

昨年、生理の貧困が社会的テーマとして大きく報道等でもクローズアップされる前、切実なお困りの声をお聞きした折も、今回の男性トイレにサニタリーボックスの設置の件のようにとてもナイーブな問題で、当事者の意識に立つことは難しいかもしれないとの思いがありましたが、令和3年3月に森町長に、女性の負担軽減に関する緊急要望を提出させていただき、町長及び町当局は、お困りの声を前向きに受け止めてくださり、エリアマネージャー会議等でも検討し、防災備蓄品として保管されていた生理用品を活用して、迅速に対応してくださいました。役場窓口3か所だけではなく、小中学校、高校、専門学校への配置もしてくださり、現在も窓口等への配付を続けていく中で、配付状況が少しずつ増えていることもお聞きしており、心配になる点もありますが、実際に配付してもらってとても助かったとの声をお聞きすると、町民の声が、声を出しにくいところの細かい配慮ができる本町であることは大変喜ぶべきことで、生理の貧困で、女性の経済的負担が少しでも軽減されていること、また、今回の男性トイレにサニタリーボックスの設置を進めていただけることに、改めて感謝いたします。

役場庁舎をはじめ公共施設は、その性質から、町民だけではなく、不特定多数の方が出入りをし、職員の方もたくさんおられます。今回焦点を当てたサニタ

リーボックスの件についても、尿漏れパッドを使用する側の当事者、そしてその後トイレを利用する方、また、清掃する方、それぞれの立場があり、皆さんが気持ちよく衛生的に運用できるよう、個別に入れて捨てる袋の設置も重ねてお願いいたします。

また、このようなことで悩んでおられる方へ、広報紙等への設置がされた際の周知もあわせてお願いいたします。

今後も町民の方が安心して困難なく生活が送れる三郷町であることを期待いたしまして、私の２問目の質問を終了させていただきます。

**議長（伊藤 勇二）** ２問目の質問は終了しました。

６番、高田好子議員の質問は以上をもって終結します。

３番、南真紀議員。一問一答方式で行います。

**３番（南 真紀）（登壇）** 今、高田議員からの一般質問で、さらに話を進めていきたいと思います。

小・中学校のトイレに生理用品をということについて、一般質問させていただきます。

女性の生理用品については、昨年の６月議会で、コロナ禍での経済的支援の観点から三郷町の小中学校の女子トイレに生理用品を設置できないか、一般質問をさせていただきました。しかし、最近では、貧困対策だけではなく、ジェンダー平等の観点から、トイレにはトイレットペーパーが設置されているのと同じように、女性用トイレには生理用品を設置しているところが増えてきています。小中学校で生理が始まったばかりのときは、女性は周期も定まらず、出血の量も不安定です。

私が中学生の頃、友達が急に生理が始まり、休み時間に慌ててトイレで確認して、トイレットペーパーで応急処置をして授業に間に合うように教室に戻ってきました。しかし、その授業中、服も座っているイスも血で染まってしまい、泣き出してしまった子がいました。トイレに生理用品があれば、こんな悲しい思いをせずに済んだ話です。

生理痛も個人差があり、ひどい人は寝込んでしまう人もいます。精神的にもいらいらしたり不安定になります。テストのときなど、大事なときには集中できず、大変です。もともと女性だけに、これだけの負担があるのです。ここへさらに、男子が持ち歩く必要のない、かさばる生理用品を女子だけに持ち歩かせることを

押しつけるのは、男女平等ではありません。

今、世の中では人権問題だと言われ、あちこちで訴えが起こり、学校のトイレに生理用品が置かれるところが増えてきました。男女の格差を少しでも軽減させるのが行政の役割ではないでしょうか。三郷町の小中学校のトイレに生理用品を設置すべきと思いますが、いかがですか。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、南議員の１問目のご質問にお答えさせていただきます。

本ご質問につきましては、令和３年第２回６月定例会におきまして、回答させていただいたとおり、コロナ禍の中、経済的理由等で生理用品を購入できない、または入手できない、いわゆる生理の貧困が全国的な問題となり、本町ではこの件が町全体で受け止める相談体制、いわゆる重層的支援体制整備事業に該当するものと考え、町関係部署が集まり協議を行いました。

結果、小中学校のトイレに生理用品を配置することにつきましては、単に、配付するのではなく、生徒、児童の心のケアが重要との意見がありましたので、生理用品の使用に係る衛生面及び数量の管理面も考慮し、保健室での養護教諭による直接配付を行い、生徒児童を見守る体制づくりを今も継続しているところではございます。

なお、昨年以降の各学校の支給数ですが、三郷小学校では１８個、三郷北小学校で４４個、三郷中学校で９８個、計１６０個となっており、保健だよりに掲載することで、ある一定の周知は図られているものと考えております。

また、実際に保健室に取りに来る児童・生徒には、養護教諭が必ず聞き取りを行い、状況把握、相談、指導することができており、使い方や捨て方を家で教えてもらっていない子どもにも指導ができております。

議員おっしゃるようトイレに生理用品を配置している自治体もあることは認識しておりますが、本町といたしましては、今後、子ども達が社会に出たときに、生理に対する自己管理を中学生までの間に習慣づけることが大切だと考えておりますので、単にトイレに設置するのではなく、今後も引き続き、直接配付を行い、困り事を聞き取る一つのきっかけづくりの場として、内容によっては担当部署との連携を図るなど、重層的支援としてつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 南議員、再質問を許します。

3 番（南 真紀）（登壇） 私が今質問をしているのは、今回は貧困ではありません。ジェンダー平等というところから、人権問題として話をさせていただいております。

以前、6月議会でも、衛生面についてもおっしゃってございました。衛生面、水とか掃除のときに、水をまいたりとかして、そういうところで置いてあるのは使いにくいなど、そのようなことをおっしゃっていたと思います。衛生面については、同じように設置されているトイレトペーパーはどうなのでしょう。生理用品が置けないようなトイレでは、トイレトペーパーも不衛生で使えないし、置けないということになります。いかがですか。

そして、単に配付するのではなく、直接配付することで、生徒児童の心のケアが重要とおっしゃいましたが、心のケアのためにトイレに置くように求めているのです。周期が定まらない中学生や小学生の思わぬ時期に生理が来て、トイレで処置が可能になれば、余計な負担が減っていくんです。それに、保健室に取りに来た女の子の様子を聞いて心のケアをというなら、男の子のケアはどうなのでしょう。そこでも、逆の意味で男女格差が生じます。

先ほども、私の中学生のときのような例で言えば、周期の定まらない中学生です。突然生理になり、トイレで確認して、生理だと分かったら保健室まで全速力で走らなければ授業に間に合いません。急いでいるときに生徒から何が聞けるのでしょうか、ちょっと考えたら分かることだと思います。

現在は、男女の格差を縮めるために、企業までもがトイレに生理用品を置き、無料で使用を可能にしているところがあるくらいです。企業がトイレに置く理由は、男女の不均衡の軽減のためだそうです。不均衡の軽減のためと言ってくれています。近くの飲食店のトイレにも生理用品が置いてあるのを見ました。ご自由にお使いくださいとありました。ありがたく使わせていただきました。人権を大切に考えてくださるところが増えてきて本当にうれしい限りです。

ところで、三郷町は確かに人権のまちだったのではないのでしょうか。1回目の質問でも申しましたように、これは人権問題です。それでも置く気になりませんか。よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、南議員の再質問にお答えさせていただきます。



す。

南議員の中学校時代の体験談の中で、児童・生徒の生理は周期が定まらず、突然来てしまう場合があります、大変困るということをお聞かせ願いました。小中学校で、そのような児童・生徒に対してはどのぐらいいたのか、また、どのようにして対応しているのかをまたそのようなことを先生方に聞き取り、対応したいと考えております。

しかしながら、トイレに置くことにより保健室へ行くことがなくなり、貧困や虐待で困っている児童・生徒への聞き取りができなくなり、重層的支援会議で決定しました本人への手渡しという当初の目的が果たせないことが考えるために、人権、ジェンダーの問題も含めて、今度の問題につきましては、慎重に議論する必要があるかと思えます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 南議員、再々質問を許します。

3 番（南 真紀）（登壇） 聞き取り調査のためということでしたが、男の子はどうなんでしょうか。その辺の平等さも欠けていると思います。SDGs の町三郷町であり、そして人権を大切に作る町ということで、私はこれから期待したいです。ジェンダー平等、男女の格差をなくそうと、トイレに生理用品をと住民からも随分声が来ています。学校の先生にも言えないことを子ども達は家で言っているそうなので、母親から訴えの声が次々に上がってきています。

LGBTQ の L の男の子や Q の分からない子に生理が来たときの気持ちを想像してみてください。生理用品を持ち歩くのがどれだけ屈辱的なことか。それを保健室にあるから取りに来なさい、話を聞いてあげましょう、冗談じゃない。女の体だというだけでどれだけプライバシーを傷つけられてしまうでしょう。女の子の体、男の子の体、それぞれのことは別の場で、それをきっかけに、また別にきっかけをつくって聞いてあげてほしいです。男女の格差を少しでも軽減できるよう、トイレに置いてあげてほしいです。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 大西教育長。

教育長（大西孝浩）（登壇） 南議員の再々質問にお答えをさせていただきたいというふう思います。

この施策につきましては、いわゆる異なる目的の二つの施策があるのかなというふうに考えました。南議員の質問を聞きながらそう思ったんです。というのは、

まず一つは、いわゆる生理の貧困と言われる家庭環境を聞き取って、その状況等を支援する施策、もう一方は、女性というジェンダーを支援する施策、この二つの施策があるのかなと。本町が行っておりますのは、生理の貧困等を支援する施策であり、南議員がおっしゃっているのは、女性というジェンダーを支援する施策であるのかなというふうに考えております。そういったことから、町といたしましては、これまでどおりに直接子どもたちの話を聞いて、この取り組みを行っていきたいと考えておりますので、目的達成のために、引き続き保健室での配付を行ってまいりたいと考えております。

そんな中で、この施策もう1年が経過いたしました。女性職員も入っております重層的支援会議で1年間の振り返り、また、次につなげる会議が開催されるというふうに思いますので、その会合の中で、先ほど部長が答弁いたしました学校の意見等も報告しながら、皆様の意見を聞いていきたいというふうに思います。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。3番、南真紀議員。

**3番（南 真紀）（登壇）** 信貴の湯の運営・経営状況はということについて、質問させていただきます。

昨年2021年10月に、信貴山のどか村の中に温泉観光施設信貴の湯がオープンいたしました。当初の事業全体収支計画では、1年目は営業収入、総合計1億1,173万4,800円。営業経費総合計8,643万8,580円で、金利償却前利益2,529万6,220円となっております。オープンした10月から、2022年3月までの6か月でしたが、収入と経費、利益の決算額についてと、決算についての、町の評価についてお答えください。

また、三郷町信貴の湯、温泉観光施設に係る運営、維持管理協定書の規定に基づく覚書で、代表企業と構成企業は、町に対して、施設使用料として、2021年度の246万750円を含め、2030年までに、合計9,843万4,664円を支払うことになっていますが、この取り決めは確実に履行できますね。確認、お願いいたします。

**議長（伊藤勇二）** 水口環境整備部長。

**環境整備部長（水口洋司）（登壇）** 南議員の2問目のご質問にお答えしたいと思います。

温泉観光施設信貴の湯につきましては、信貴山地域における新たな観光スポットとして、昨年１０月にオープンいたしました。現在、オープンしてから約１０か月経過しており、直近の運営状況といたしまして、昨年１０月のオープンから今年３月までの６か月間における、施設全体の収支状況についてご報告申し上げます。

まず、収入につきましては、入場料、飲食スペース、イチゴ販売などの売上で、３，８２２万５，０００円となりました。それに対し、人件費や光熱水費、仕入れ等の運営経費で４，１３２万８，０００円の支出がありましたので、差引きマイナスの３１０万３，０００円の収支となっております。

このような収支となった主な要因といたしましては、やはり新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛等の行動制限による影響が考えられますが、全国的に見ても、とりわけ観光関連施設のダメージは大きく、信貴の湯に関しても、その影響を大きく受けたものと推察できるところでございます。

信貴の湯におきましては、昨年のオープン以後、団体客の受入れに対する送迎サービスや毎月２６日を風呂の日と設定し、割引サービスを実施されるなど、さまざまな営業努力をされております。

現段階での町の評価はということでございますが、信貴の湯については、コロナ禍の中、オープンしてから丸１年もたっておらず、６か月間だけの収支で評価するのは時期尚早であり、２年目、３年目以降の事業展開も含め、これからに期待するほかないと思っております。

なお、今後につきましては、新型コロナの感染状況にもよりますが、のどか村をはじめとする周辺観光施設からの誘客やリピーター客の確保など、継続的に利用客を確保できるような取組を推進するとともに、町としてできる限りのバックアップをしてまいりたいと考えています。

最後に、施設使用料の納付に関しまして、昨年度分については、納付済みで、今年度以降につきましても、覚書どおり確実に履行していただけるものと思っております。町といたしましても、今後の運営状況を引き続き注視してまいります。

議員皆様方におかれましては、公務ご多忙で、大変お疲れのことだと思います。ご家族、ご近所、ご友人、お誘い合わせの上、癒やしを求め、ぜひ信貴の湯を訪れていただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 南議員、再質問を許します。

3 番（南 真紀）（登壇） まだ1年もたっていないので評価は難しいということですが、厳しいなあという印象がありますが、昨年度の246万750円は、帰ってきたということで、これからは毎年1,000万円弱のお金を返してもらうので、半年分の経営状況を見ると、厳しい状況だなと思います。しかし、三郷町民皆さんの税金ですので、必ず返してもらわなければなりません。町としてしっかり取り組んで、必ず返してもらえるようにしてください。お願いします。そして、いかがですか。

議長（伊藤勇二） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 南議員の再質問にお答えいたします。

もちろん町といたしましても、施設使用料の納付が滞ることのないよう、信貴の湯の安定した運営を望むところでありまして、今後の事業展開にも期待しながらも、施設の収支には注視しまして、誘客につながる情報発信やプロモーションなど町としてしっかりバックアップして、一緒になって盛り上げていければと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 3番、南真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

神崎静代議員、一問一答方式で行います。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは1問目、学校給食費を無償にということで質問いたします。

学校給食は、学校給食法第1条に、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの、食育の推進を図ることを目的とすると、その役割と目的が規定されています。食育基本法前文では、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけ、教育の一環としています。そして、日本国憲法第26条は、義務教育はこれを無償とすると明記しています。このことから、学校給食は教育の一環であり、本来無償にすべきです。

また、学校給食法は第11条で、学校給食の実施に必要な施設及び施設に関する経費並びに学校給食の運営に関する経費のうち、政令で定めるものは、義務教育、諸学校の設置者の負担とする。2、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する

保護者の負担とするとしていますが、文部科学省は、学校給食法並びに同法施行令等の施行についての中で、これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば、保護者の経済負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人、その他の者が児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではないとの見解を示しています。この解釈については、学校給食法が昭和29年6月に成立しましたが、その年の9月に通達として出されています。

今、格差、貧困の広がりによって、給食でしかまとめた食事をしていない、夏休みには体重が減るなどの報告が各地で出ています。そこにコロナ禍による景気の低迷で、生活困難な状況が長期に及び、その上、物価高騰が暮らしを直撃し、多くの保護者が経済的に苦しい状況に追い込まれています。ですから、例えば保護者の経済負担の現状から見てということに当たると私は思っています。

保護者が学校に支払うお金の中で一番負担が大きいのが給食費で、年間約5万円です。三郷町の給食費は小学校が月額4,000円、中学校で4,200円なので、他のところに比べると安くはなっています。

こういったことから、学校給食費の無償化が各地で広がり、無償化自治体は2017年の76から今年3月には161に急増しています。三郷町でも、無償化を検討すべきではないでしょうか。

**議長（伊藤勇二）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** それでは、神崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

学校給食法第11条第1項では、学校給食の設備並びに運営に関する人件費の経費は設置者負担とし、それ以外の経費につきましては保護者が負担する、いわゆる受益者負担と規定されております。しかしながら、子育て環境の充実や定住促進等の観点から、政策として給食費無料化を実施している自治体があることは認識しており、県内では、山添村、曾爾村、御杖村、黒滝村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村の8村で給食費無償化を実施しておりますが、いずれも児童・生徒の少ない自治体となっております。

なお、本町の給食費の月額、先ほどにもありましたように、幼稚園で3,900円、小学校4,000円、中学校4,200円を負担していただいております、生駒郡及び北葛城郡内では最も低い水準であり、他の県内自治体と比較しても、本町より低い水準は小学校では3自治体、中学校では、1自治体のみとなっております。

り、奈良市や東吉野村では5,000円以上と高い水準である自治体もございます。

このような状況下におきましても、本町では生活困窮世帯に対して就学援助支援を講じるなど、保護者の負担軽減に努めているところであり、加えて本年7月、9月、10月分の給食費につきましても、地方創生臨時交付金を活用し無償とする補正予算を計上し、7月臨時議会にて可決いただいたところでございます。

しかしながら、コロナ禍、ウクライナ情勢、円安の影響等により、生産量の減少、原油価格の上昇に伴う原材料費や物価の高騰、また住民生活に経済的な負担が強いられている状況の中、給食調理の現場におきましては、さまざまな工夫を凝らし、献立の多様化や質、栄養価の維持に努めることにより、平成26年以降、給食費の見直しを見合わせているところでありましたが、その食材費の高騰分をカバーするのが困難となってきたのが現状でございます。

これらのことを鑑み、本町といたしましては、学校給食費の無償化につきましては考えていないことをご理解いただきたいと存じます。

また、7月、8月に開催されました三郷町立学校給食センター運営委員会におきまして、学校給食費の適正化を議論する中で、現在の給食の質を維持するためには、8年間据置きの給食費の見直しは必要であることを了承していただいております。つきましては、保護者の皆様方にご負担いただく給食費を来年度から見直す状況であることも重ねてご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 神崎議員、再質問を許します。

**1番（神崎静代）（登壇）** 先ほども申しましたが、憲法第26条は、義務教育はこれに無償にすると明記しています。教育の一環である学校給食は、本来無償にすべきだと私は考えています。部長がおっしゃいましたように、先ほど私も言いましたけれども、学校給食法の第11条2項で、前項に規定する経費以外の学校給食の経費というのは保護者が負担するとしていますけれども、先ほど言いましたように、昭和29年9月に通達が出されており、さっきも言いましたように、保護者の経済負担の現状からみて、やってもいいよという通達が出ているわけです。ここで述べているのは、さっきも言いましたけど、コロナ禍で本当に生活が困窮している、そういう状況だから、今全国で無償化も広がってきているし、三郷町でも考えるべきだと思って、今回取り上げたわけです。

奈良県下でやっているところは比較的小さな村ばかりだと。経費が少なくて済むということなんですけれども、完全無償化をしようと思うと、三郷町でも1億近いお金がかかるのかなと思いますけれども、それなら、一部を助成とか、それもいろいろ、2分の1補助とか3分の1補助とか、あるいはお子さんがたくさんいらっしゃるところは2人目からとか3人目からとか、少しでも子育てを応援しようというところも、完全無償化でないところでもそういうふうにしておりますので、町財政も大変だということであれば、いろいろ検討してほしいなと考えておりました。

ところが、今お聞きしますと、逆に値上げを考えているということで、そんなことは到底認めることはできないなと思います。材料費が高騰しているということはもちろん分かります。だけど、そういうことで今本当に物価が上がってきてますますご家庭の、子育て世代のほうもやっぱりそれは同じように大変になっているわけですから、子育て支援を売りにしている三郷町として、そういった、逆に値上げをするなんていうことは、子育て支援の看板に偽りありということになると思います。今、こんな時期に値上げをするようなところがほかにあるんでしょうか。町のお考えを再度お聞かせください。

**議長（伊藤勇二）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** それでは、神崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

本年3月の定例会におきまして、予算審議の中で学校給食の充実のときにお示しさせていただきましたように、従来、財源というのは、保護者から頂く給食費のみなんですけども、今回、この令和4年度につきましては、約630万ほどの臨時交付金を上乗せしていただいています。それはなぜかということ、やはり今の状況、8年間値上げしなかった、とても苦しい状況であるということは、多分この上乗せしたことでご理解いただけたかなとは思っております。

しかしながら、これに加えていろいろな高騰があって、この金額だけではやはりやっていけないような状況もいずれは来るかと思います。そういったことの差額というのは、これから、私の判断だけでは判断できませんけど、財政当局とも話をして、今、かなりの物価上昇がある。そのことに加えて、これだけの給食費の値上げだけではとても足りないという状況はご理解いただければ、そういった無償化にするということとはできないということも重ねてご理解いただきたいと

思います。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 神崎議員、再々質問を許します。

**1 番（神崎静代）（登壇）** 私は無償化を求めて質問をしているところへ、逆に値上げをするよというような話になっています。いろいろと材料費や臨時交付金でやりました。7月、9月、10月は給食費を無料にしました。ということは、そんだけ子育て世代の方が大変だということを分かっているから、そういうことをしたんだと私は思っていますけれども、幾らぐらい値上げするんか知りませんが、子育て応援なんですからね、私、本当は無償化の話をしたいんですけれども、少なくとも値上げをするということだけは思いとどまっていたきたいと思います。

本当に、さっきも言いましたけど、給食でしかまともな食事をしていないとか、そういった家庭もあるように聞いています。だから、子育て世代が本当に今大変な状況のときなので、無償化の話はさておきまして、来年からの値上げというのは、やめていただきたいと要望いたします。ご答弁をお願いします。

**議長（伊藤勇二）** 大西教育長。

**教育長（大西孝浩）（登壇）** それでは、神崎議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

1 回目の答弁で、来年度は値上げということで部長が答弁させていただきました、今回その値上げの理由なんですけれども、学校給食摂取基準というものがありまして、栄養基準でありますけれども、それが令和3年4月に改定されました。そもそも給食の献立といいますのは、その基準を踏まえて、いろいろな食品を適切に組み合わせて、いわゆる児童・生徒が各栄養素をバランスよく摂取できるように組まれております。そんな中、令和3年4月に改定され、その後食材の価格が上昇することが影響してきまして、今の現在の給食費では大変難しい、維持するのは困難になってきたと。令和3年度につきましては、その献立を作成するときに、栄養士がいろんな工夫をして基準を満たしていただきましたけれども、令和4年度の予算編成時には到底難しいということが食材の高騰がありましたので、今回、令和4年度につきましては、先ほど部長が答弁しましたとおり、子育て支援の観点から地方創生臨時交付金を活用して、その部分を補填していただきました。ただ、令和5年度につきましては、その臨時交付金の交付も現時点では分からない状況である中で、法に基づきまして保護者負担をお願いしたい。ただ、令



和 5 年度も、地方創生臨時交付金が交付の目途が立てば、これは一定政策的判断として対応すべきものになるのかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 続きまして、2 問目の質問に移ります。1 番、神崎静代議員。

**1 番（神崎静代）（登壇）** それでは、2 問目に移ります。回収した廃プラの処理はということです。

国は、これまで 3 R、リデュース発生抑制、リユース再利用、リサイクル再生利用といいながら、プラスチックの大量生産、焼却処理、中でもサーマルリサイクル、ごみ発電のことですけれども、これを優先させ、プラスチックをはじめ、熱量の高いごみをあえて分別、資源化せず、燃やすごみとして扱うように自治体に仕向け、発電効率アップを奨励してきました。その結果、日本のごみ焼却処理に特化してきた廃棄物政策は、地球温暖化、気候危機という環境破壊につながり、廃プラの大量発生、環境汚染を招く大きな原因となってきました。この従来の方針が、2021 年 6 月に制定されたプラスチック資源循環促進法を機に、焼却中心から、減量、資源化優先にかじが大きく切り替わりました。

昨年、衆参両院環境委員会でのこの法律に関する質疑では、小泉進次郎環境大臣は、まだ熱回収のことをサーマルリサイクルと言っている方がいらっしゃる、これは明確に、環境省はもうリサイクルの中に入れることはありませんと答えています。また、松澤次長は、ごみ発電の CO<sub>2</sub> 削減効果は、プラスチック 1 トン当たり約 0.7 トン、リサイクルした場合の削減効果は 2.1 トン、3 倍リサイクルのほうが削減効果が大きい。法律が成立した暁には全ての市町村に法律の内容や意義、CO<sub>2</sub> 削減効果といった情報を周知し、市町村の取り組みを促していくと答弁をしています。

三郷町では、既にプラスチック資源の分別回収を実施していますが、回収されたプラスチックは焼却はされていないと思いますが、どのように処理をされますか。また、その費用はどれぐらいですか。

**議長（伊藤勇二）** 水口環境整備部長。

**環境整備部長（水口洋司）（登壇）** 神崎議員の 2 問目のご質問にお答えいたします。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラ新法は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対

応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があることを背景に、令和３年６月１１日に公布、令和４年４月１日に施行されました。これにより、プラスチック製品の設計、製造から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全体を通じた、プラスチック資源循環の促進が国を挙げて図られることとなります。

本町におきましては、平成２７年よりプラスチックごみの分別回収を開始し、積極的に資源化へ取り組んできたところ、住民皆様のご協力もあり、昨年度における資源化率は県下でも高水準と言える２６．９％でございました。

さて、ご質問の廃プラスチックの処理につきまして、その流れをご説明申し上げます。家庭や事業所から排出された廃プラは、収集後に場内でビニールなどの軟質系と、プラスチック容器などの硬質系に選別を行い、軟質系、硬質系ともに、廃プラスチック類再生処理運搬業者へ処理を委託しております。白色トレイについては、色つきなど使えないものは軟質系の廃プラに、使えるものは、国指定の日本容器包装リサイクル協会に無償で引き取っていただき、材料リサイクル手法により、ポリスチレンなどの再生樹脂やパレットなどの製品に再商品化されております。また、ペットボトルにつきましても、ラベルは軟質系に、キャップは、硬質系に選別を行い、同様に廃プラとして処理しております。

これらの廃プラは、運搬処理業者により中間処理を施し、最終処理場となるリプロ南大阪リサイクルセンターに持ち込まれ、ＲＰＦと呼ばれる固形燃料へとリサイクルされております。ＲＰＦは、石炭や重油などの化石燃料の代替として、大手製紙会社や鉄鋼会社などの多くの産業で使用されており、石炭に対して３３％のＣＯ<sub>２</sub>の削減や、枯渇系資源の節減になるなど、脱炭素社会の実現に寄与しております。

これら廃プラ処理にかかる費用でございしますが、昨年度の実績で申し上げますと、収集量２８３．６トンに対し処理費用で１，７１５万８，０００円を執行しております。トン当たり６万５００円でございます。

今後におきましても、ＳＤＧｓへの貢献を目指し、プラ新法の基本理念であるリデュース、リユース、リサイクルの３Ｒにプラス、リニューアブル、再生可能という意味です、リニューアブルの取り組みを、行政だけでなく住民、事業者と一体となって促進し、循環型社会の構築に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 神崎議員、再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 三郷町で分別回収された廃プラは、焼却されないで全てリサイクルされている。そして、1, 715万8, 000円ぐらい、大変結構な額の費用がかかっているというご答弁でした。

住民の方からは、こないして分別しているけど、ちゃんとリサイクルしているのかなというような声も時々お聞きします。今の答弁で、ちゃんと最後まで、燃やさんとリサイクルしているよということなんですけれども、そういう声もお聞きしますので、ごみ減量ニュースというのを出版されていますので、こういったのなどにも、こういうふう処理されているということをもた載せていただけたら、そういうことを、ちゃんとリサイクルされているということが分かれば、町民の方も、よし頑張っって分別しようという気持ちかね、またそういう気持ちがより一層増すんじゃないかと思しますので、よろしくお願いします。

ところで、先ほど、プラスチック資源循環促進法が制定された話をしましたが、この法律ができる前につくられた高効率ごみ発電を推進してきた自治体としては、これで少なからず影響を受けることになります。そういったことで、猶予期間を設けてほしいという要望が相次いで、新規に策定する地域計画や整備期間内に廃プラの分別を導入すればよくて、最長で10年近くの猶予期間が与えられることになりました。今、天理の広域の焼却炉も交付要件となる熱回収率が19.0%以上を満足するという施設ということになっています。ごみ発電事業というのは、ごみを燃料にしているために、むやみに焼却量を減らすということができにくいわけです。

これは確認ですけれども、三郷町も、あそこへも、もうちょっとしたら持っていくわけですが、可燃ごみだけということになっており、ごみの量に応じて負担額も決まるので、そういう意味からも、可燃ごみを減らそうと頑張っているわけですので、こういうことはないと思いますけれども、天理の広域焼却炉の熱回収率を19.0%以上にするために、燃やす量を増やしてほしいとか、プラごみもというようなことはないと思いますけれども、確認をお願いします。

議長（伊藤勇二） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 神崎議員の再質問にお答えいたします。

現在建設中の天理の広域ごみ処理施設は、議員おっしゃいますとおり、エネルギー

ギー回収型廃棄物処理施設といいまして、温室効果ガスのさらなる削減に向け、焼却処理する際に発生する余熱を積極的に回収し、超高温高压ボイラーにより、高効率発電を実現する施設となるもので、ここで焼却処理されるのは、もちろん可燃ごみだけでありまして、プラスチック等の資源ごみは、あわせて建設されるマテリアルリサイクル施設に持ち込まれ、再資源化等の促進が図られることとなっておりますので、焼却施設で可燃ごみ以外の資源ごみ等を受け入れることはございません。

本町におきまして、令和7年度の広域ごみ処理施設の本格稼働に向け、可燃ごみの中継施設の整備を今後控えておりまして、同時に、町独自のマテリアル施設を整備し、現在行っている資源化への取り組みを継続する予定ですので、プラスチックごみ等を広域処理場へ持ち込むこともございません。

おっしゃってましたリサイクルに関して、住民へお知らせしてはどうかということにつきましては、議員もおっしゃいましたように、年4回発行していますごみ減量ニュース、これなどを活用しまして、資源化への取り組みのPRも兼ねて、住民にまた周知してまいりたいと思います。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 2問目の質問は終了しました。

1番、神崎静代議員の質問は以上をもって終結します。

暫時休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

休 憩      午後    0時05分

再   開      午後    1時14分

**議長（伊藤勇二）** 休憩を解き、再開します。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

**2番（久保安正）（登壇）** 総務大臣の「マイナンバーカード交付率低い自治体は地方交付税算定に差をつける」という表明についての町の見解はということで、質問させていただきます。

総務省は、マイナンバーカードの普及に向け、交付事務を担う市区町村への圧力を強めております。交付率が平均を下回るなどしている自治体を重点的フォローアップ対象団体に選出し、7月は963団体を指定し、知事や副知事を通じて、市区町村長たちに普及促進の取り組みを求めました。また、総務省は、全国順位を載せた自治体交付率一覧表の提供も5月分から開始し、交付率が8割を超える

1位の自治体から2割に満たない最下位1,741位の自治体まで、その差をさ  
らすような表となっております。ちなみに、マイナンバーカードの交付率の全国  
平均は44.7%、三郷町はそれよりちょっと低い43%というふうになってお  
ります。

総務大臣は、さらに6月19日、自治体ごとのマイナンバーカードの普及状況  
などを2023年度、来年度からの地方交付税の算定基礎である基準財政需要額  
に反映することを検討すると表明いたしました。

地方交付税は、全ての自治体が一定の行政サービスを行う財源を保障するた  
めに、国が自治体にかわって徴収し、人口や面積の上に基づく算定と交付で、財源  
の不均衡を調整するものであります。総務省が、今すべきことは、マイナンバー  
カード交付率の自治体間競争をあおることではなく、憲法に定められた住民の生  
存権と基本的人権を保障するための自治体に対する財政の保障、公平な地方財政  
計画の策定です。

町は、6月19日の総務大臣のマイナンバーカード交付率が低い自治体には、  
地方交付税算定に差をつけるという表明について、どのように思われていますか。  
ご答弁をお願いいたします。

**議長（伊藤 勇二）** 加地総務部長。

**総務部長（加地 義之）（登壇）** 失礼いたします。それでは、久保議員の1問目のご質  
問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードにつきましては、本年度末までにほぼ全国民に行き渡ること  
を目指すとの国の方針が示されております。この方針の下、総務省やデジタル  
庁など関係省庁が連携しつつ、国全体でさらなる普及促進に取り組んでいるところ  
でございます。本町におきましても、平成29年度より住民票の写しなど6種  
類の証明書をコンビニエンスストアで発行できる仕組みを導入しており、また、  
来年度からは子育て、介護、転出の手続をオンラインで行うことができるよう準  
備を進めているところでございます。そして、今後におきましても、来庁しなく  
ても、行政手続ができる環境構築を順次進めていく予定であります。

しかしながら、住民の方々がこれらデジタル化による利便性をご享受いただく  
にはマイナンバーカードが必要であり、デジタル社会のパスポートと言えるマイ  
ナンバーカードの普及は、デジタル社会を構築していく上での基盤として不可欠  
であると捉えております。

そのような中、議員ご質問の6月19日の前総務大臣の発言でございますが、これは6月7日に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想基本方針の中の一文に、2023年度からマイナンバーカードの普及状況等も踏まえつつ、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討すると明記されており、その内容を受けてのものであります。そして、その後の記者会見におきましても、交付税による政策誘導ではないかという質問に対しまして、前総務大臣は、普通交付税が減額されるといったような趣旨のものではなく、自治体における地域のデジタル化に係る財政需要を的確に反映し、自治体の取り組みをしっかりと支えるという考え方で検討を進めていくと回答をされております。

そうした中、現在、具体的な普通交付税の算定方式等は示されていないことから、現状での評価は難しいところでありますが、前総務大臣の発言が、普通交付税の算定において、財政事業の指標の一つにマイナンバーカード普及に係る経費を計上し、その係数として交付率を使用するということであれば、基準財政需要額の算定上、何ら問題はないのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、本町の政策を推し進めていく上で、マイナンバーカードの普及は不可欠であります。また、それによって、普通交付税の増額が期待できるのであれば、より一層マイナンバーカードの普及促進に注力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 久保議員、再質問を許します。

**2番（久保安正）（登壇）** マイナンバーカードの普及に、政府は躍起になっているわけですが、なぜ普及が進まないのかということの検討は十分になされていないということだと思います。マイナンバーカードを通じて個人情報が一括管理されるということに対する、国民の自分自身の情報に対する漏えいの危惧、それがあって、マイナンバーカードの普及が遅れているということだというふうに私は思っております。

マイナンバーカードを普及させるために、地方交付税をいじるということ。地方交付税は、先ほど申しましたけれども、全ての自治体が全国一定の行政サービスを行う財源保障ということです。それを一つの政府の政策を進めるために、地方自治体から見たら、地方交付税をいじられるということは大変なことですね。

一番気にすることだと思うんですけど、そこにまで突っ込んでマイナンバーカードの普及を強引に進めようとしている。私はそれは問題だと思います。総務大臣が、その後、今部長から説明あったけど、若干、方針を修正してますね。言い過ぎたと思ったのか何かしりませんけども、幾らか緩和するようなことを言う。本人も恐らくあれはまずかったというふうに思っている。したがって、発言を修正に入っただと思います。

自治体からも、この総務大臣の発言はいかがなものかということが、幾つか自治体から出ているんだと思います。三郷町も、ぜひ、地方交付税というのをそのようなことには、マイナンバーカードの普及ということのためには使わないでほしいということを、声を上げたらいかがですか。

**議長（伊藤勇二）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。久保議員の再質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードの普及に関しまして、いろいろな話はあるかと思いますが、まず、普通交付税に差をつける、反映するといった言葉だけをそれだけを切り取りますと、確かに是非が問われるのではないかと、そして、誤解を招いた部分があるのかなと思います。確かに一部団体からも非常に困惑という意見もあるのは事実ですが、ただ、先ほど申し上げましたが、どのように加味されるのか分かりません。また、マイナンバー普及にかかる経費として基準財政需要額の項目に追加いたしまして交付率を係数として用いるのであれば、何ら問題ないかと思いますが、そのようなことを国のほうへ申し入れる考えもございませんし、また、国のほうが言っておりますのも、基本的には減算方法ではないということで、減らすのではないと。その分、そのかかった経費に対して追加をしていくんだよというお話で聞いております。ただ、算定方法は何度も申し上げますが、まだ示されておられませんのでここで申し上げることはなかなか難しいかと思います。

以上です。

**議長（伊藤勇二）** 久保議員、再々質問を許します。

**2 番（久保安正）（登壇）** 地方交付税に、国が進める政策、マイナンバーカードの普及のための、新たな財源をつくって地方交付税に上乗せをして、その分を各自治体に分けますよという話だったら分かります。地方交付税は決まった金額ですね。おのおのの税收から割合で集められる金額。その中で差をつけると言ってい

るんです。私は、問題だと思います。

以上です。

**議長（伊藤勇二）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。交付税算定におきまして、項目を設けていくということは。当然そちらのほうの算定基礎というところを計算してまいります。先日なんです、単位費用算定あたりにどれぐらいかかっているかという調査が来ております。そちらに対してはどのぐらい費用がかかるんだということを、まず、国のほうは調査するかと思います。それにかかる費用を単位費用として用いまして、その分がこれだけかかるよということで、また、総務省のほうで基準財政需要額というか、歳出の分を算定いたしますので、その中でプラスになっていくと。全体のパイを分けるというお話になりますと、ここはちょっと違うのかなと思います。

ということで、追加をさせていただきます。その算定費用というのは、細かい話にはなりますが、単位費用に、これは標準団体でかかる費用でございます、こちらに加わっていくんだと思っています。それに掛けますのが、測定単位というのも掛けます。これが警察職員数であったり、高齢者の人数であったり、そういったところに、交付者数であったりが入ってくるのかなと。よく分からないですけども。要するに、またそれに補正係数を掛けるんですが、補正係数は測定単位ごとに実情に合わせて補正をかける。ここが交付率になるのか、これもまた分かりません。測定単位当たりの経費は、状況により差が出るものでございます。補正係数は、行政経費の差を反映させるためのものなので、そういったことからマイナンバーカードの普及促進には、目に見えない経費がかかるのではないかとということで交付税の算定に追加してくれると。これでおかしくないのではないかと考えております。

また、交付率が高いほど当然経費がかかってまいりますので、そのあたりの差をつけているのではないかというふうに考えるんですが、いずれにいたしましても、まだ算定方法は出ておりません。どのように算定するのか分からない中、国の動向にこれから注目していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 1 問目の質問は終了しました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。2 番、久保安正議員。



2 番（久保安正）（登壇） 国保税の均等割額 5 割軽減の対象を小中学生まで拡大をということで質問をさせていただきます。

国民健康保険税が高過ぎるということは、皆さん、等しく認めていることだと思います。三郷町の国民保険税額は、40 歳代の夫婦、小学生と中学生の子ども 2 人の 4 人家族、年収が 500 万というモデル世帯で、今年度、22 年度は、年間の国民保険税額は 59 万 2,000 円です。中小企業等で働いている人たちが加入する協会けんぽの保険料は、4 人家族、年収 500 万円で、2020 年度ちょっと古いんですけど、2 年ほど前の数字ですけれども、2020 年度の全国平均で 29 万 1,000 円となっています。三郷町の国保税額、先ほど申し上げた 40 歳代夫婦、小学生と中学生の子ども 2 人の 4 人家族で年収 500 万円世帯というモデルでの国保税額は、協会けんぽ加入者の 2 倍にもなっています。本当に高過ぎると思います。

国保税の内訳は、所得割、均等割、平等割の三つで構成されています。そのうち均等割は、世帯の人数に応じて課税され、収入がない子どもも課税対象となり、応能負担という近代税制の原則に反する前近代的な人頭税です。

全国知事会など地方団体も、これまで国に対して、子どもの均等割の軽減制度の創設を繰り返し求めてきました。そして、政府は今年度から少子化対策、子育て世帯の経済的負担軽減の一環として、均等割について、未就学児に限り 5 割軽減する制度を導入しました。

子育ての経済的負担は、未就学児も大変ですけれども、年齢が上がるにつれて大きくなります。政府に対して軽減対象の一層の拡大を三郷町としても強く求められたい。また、全国では、国の制度に上乗せして、対象や軽減額を拡充する自治体が増えてきています。近くでは、滋賀県の米原市、人口 3 万 8,000 人、三郷町よりちょっと大きい町ですけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して、これまで、国保子育て世帯緊急応援金事業、そして、18 歳未満の均等割をゼロにしておりましたが、今年度からは、子育て世帯応援給付金事業という事業として、常設としてこの事業を実施することにし、18 歳未満の均等割をゼロにしています。対象者は約 300 世帯 560 人で、予算額は 1,110 万 5,000 円。三郷町でも、まずは一般財源で対象を小中学生まで拡充することを検討していただきたい。ちなみに、三郷町の 6 月 1 日現在の対象者は、小学生 127 人、中学生 34 人の計 161 人。米原市の 3 割弱です。また、

軽減幅も5割軽減で、米原市のようにゼロにするのではないので、財源はそれほどかからないのではないかというふうに思います。ご検討をぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、久保議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

国保税の均等割額は、加入者一人ひとりに対し、負担能力に関係なく均等に課税され、家族に子どもが増えると国保税の負担が増える仕組みとなっております。そのような中、全国知事会は、同じ医療保険制度でありながら、全国健康保険協会などの社会保険には存在しない負担であることから、国に対し繰り返し子どもの均等割額の軽減措置について要望しており、令和4年度から未就学児に限ってはありますが、軽減措置が講じられることとなりました。

議員がおっしゃいますように国の基準により拡充して子どもの均等割額の軽減措置を講じることにつきましては、宮城県の一部の市町村において実施されているようですが、本町を含め奈良県において実施している市町村はございません。と申しますのも、奈良県では、令和6年度までに国保税率を県下で統一することとしておりますが、減免基準につきましても、税率と同様に統一されることから、町独自の軽減措置を講じることとはできない状況にあります。また、本年7月25日に厚生労働省より発出されました事務連絡、未就学児の均等割保険料の軽減措置に係る考え方についてによりますと、軽減措置は、法令で定められた基準以上のものを市町村が条例で定めることができないこととなっております。

また、減免措置につきましても、あくまで被保険者からの申請に基づいて、個々の事情を勘案して適用すべきものであり、年齢条件など、画一的な基準を設けて実施することは適切でないとされております。加えて、市町村独自の措置のために、一般会計からの法定外繰入れを行うことも適切ではないとされていることから、国保税の均等割額、5割軽減を小中学生までに拡大することは考えておりません。しかしながら、低所得者層の子育て世帯にとっては大きな負担となっており、社会保険にはない負担であることも事実でありますので、子育て支援の観点からも、軽減措置の拡充について、今後も、県を通して、国に強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 久保議員、再質問を許します。

2 番（久保安正）（登壇） 今、部長から答弁いただきましたけども、奈良県下では、子どもの均等割について軽減措置を取っている自治体はないということで、それは一つの原因として、県が保険税を統一しようとしているということを挙げられました。ただ、部長もおっしゃったように、全国ではいろんなところで行われております。

厚労省が7月25日に、通達が、通知ですか、出したということですけど、中身を見ておりませんけども。ということは、今全国で自治体が軽減措置を行っているところは、先ほど、国保法の第77条のこともさっきおっしゃったんじゃないかと思うんですけども、軽減措置が取られている。そこから見てもできないとか、厚労省の通知だとおっしゃいましたけど、ということは、全国で法令違反を犯している自治体はいっぱいあるということになってしまうんじゃないですか。

実際、先ほど米原市のことを申し上げましたけど、昨年度までは、コロナの臨時交付金を使っていたんですけども、今年度からは、それを名称も変えて常設にしたという。そういうことで、国民健康保険法の第77条、保険料の減免規定ですけども、これは部長もよくご存知だと思うんですけど、市町村及び組合は、条例または規約の定めるところにより、特例の理由があるものに対して、保険料を減免し、またはその徴収を猶予することできるということで、これを皆さんほかの自治体、減免を実施しているところはこれを根拠にして多分やってるかと思います。

ちなみにですね、国保税、国保料の子どもの多い世帯へのさまざまな支援策が行われていますけども、米原市のことを先ほど申し上げましたけど、政令市で非常に多く行われていますね。横浜市、北九州市、仙台市、川崎市。多くの自治体が、この均等割の減免を、政府の方針に上乗せをしてやって、政令市はみんな国保法に違反してやっているというふうになるんじゃないかと思います。ですから、国保の均等割の子どもの多い世帯への支援は、私は問題はないというふうに思っています。

それと、この国保の問題ですけども、先ほども協会けんぽとの問題で、倍になっているわけですね、協会けんぽの。同じ、国保は、国民皆保険の中の、いわゆる最後の砦、セーフティーネットということですけども、要するに、差が出てるわけですね、国保に加入してる人と協会けんぽに加入してる人とで保険料が倍も違っている。これを支援するのは、私は何の問題もないと思います。国保の加入

者に対して。あまり憲法のことを持ち出すのは、部長も十分ご存知だと思うんですが。あえて言いますけども。憲法２５条、国は、全ての生活面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとなっています。国というのは当然地方自治体も含めて考えていいかと思います。憲法が保障している社会保障制度として国保を捉えるならば、一般会計から投入をして、ほかの、先ほど申し上げたように協会けんぽ等と同じ負担レベルにするということは、何ら問題ないんじゃないかと私は思いますけど、いかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。久保議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど、厚生労働省のほうから、７月２５日付で通達があったという話をさせていただきます。その中でＱＡ方式みたいな形で、この問いに対してはこのような答えということでありましたので、ちょっと紹介させていただきます。

まず、保険料の算定に当たって、自治体が条例で独自に軽減の対象者を拡大したり、軽減額を拡充することができるのかというような問いに対して、答えといたしまして、国民健康保険料の賦課に関する事項は、政令で定められる基準に従って条例で定められることとしており、従うべき基準とされていますということが書かれております。もう一つ、未就学児の均等割保険料を一律に減免するなど、特定の対象者に対し、画一的な基準で保険料の減免を行うことができるのか、また、法令違反となることはないのかと、解してよいのかというような問いに対しまして、市町村は災害や失業などで収入が減少した方々に条例を定め、申請に基づき保険料を減免することが可能となっていますと、このような中で保険料の減免の仕組みは、相互扶助により運営される制度の理念に鑑みると、保険者が個々の事情を勘案して行うものであり、特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは明確に法令違反とは言えないものの、適切ではないと考えておりますというような回答になっております。

このことから申し上げまして、先ほどほかの自治体が違反をしているのではないのかというような問い合せであったんですけれども、ここに書かれているんですけれども、法令違反とは言えないものの適切ではないというような書き方がされております。私も詳しくは調べてないんですけれども、減額の負担調整措置というものもありましたように、何らかのペナルティーがあるかどうかもちよつとは、

そこはまだ調べてないんですけれども、そのような観点から、三郷町としては、まず、奈良県国民健康保険の運営方針に、同じ所得、同じ世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても保険料水準が同じことを目指すというようなことが書かれているところから、県単位化に向けて町独自の減免を設けることは町としては、適切でないと考えております。

あと、協会けんぽと国民健康保険は、倍ほど差があるというようなお話をいただきました。協会けんぽと国民健康保険を同一に考えるのはちょっと難しいのではないのかなと考えております。協会けんぽにつきましては、基本、事業主が2分の1の負担があるということなので、国民健康保険税に関してはその負担がないということで、ある一定差が出るというようなことは制度上、そこは仕方がないのかなというふうに思っているんですけれども、いずれにしても、町独自で減免するということは考えておりません。この件に関しましては、国の責任においてやるべきものと、去年の神崎議員の均等割のことに関してのご質問をいただいたときにも回答させていただいたんですけれども、町としましては、もうしっかりと国の動向を注意して、そして国に強く要望を働きかけるということでございます。

以上です。

**議長（伊藤勇二）** 久保議員、再々質問を許します。

**2 番（久保安正）（登壇）** 災害等に遭ったときの減免、あれは第76条の規定、それは三郷町の条例で定めておる。私が先ほどからいろんな、第77条のことです。繰り返しになりますけれども、子どもの均等割、多子世帯に対して補助している、先ほど挙げましたけど、大きな政令都市はやっているわけです。それは77条を使っている。だから先ほど国も、法令違反ではないですよと、好ましくないですよと言っているだけだと思います。

要するに、町として、やる気があればできるということだと思います。子育て応援、子育て支援、少子化対策という、三郷町も大きな町政の柱としてしなきゃいけない施策かと思います。人数的にも、対象者から見ても、そんなに小学生中学生、そう多い訳ではなかろうかと思います。ぜひ、今後とも検討して行っただきたいということを申し上げて、質問を終わります。回答は、一緒でしたら、結構でございますが。

**議長（伊藤勇二）** 2 問目の質問は終了しました。

8 番、澤美穂議員。一問一答方式で行います。

8 番（澤 美穂）（登壇） 議長のお許しをいただきまして、第 1 問目、高齢者世帯への「住宅用火災警報器」等の設置助成をについて質問させていただきます。

平成 3 年 1 1 月 5 日付の政府広報オンラインでは、住宅などの財産だけではなく、命をも奪う恐ろしい火災とし、住宅火災によって毎年約 9 0 0 人の方が亡くなっており、その半数が逃げ遅れによるもので、亡くなった方の約 7 割が 6 5 歳以上の高齢者が占めていると警告しています。令和 2 年に起きた住宅火災の件数は 1 万 5 6 4 件、そのために亡くなった方は 8 9 9 人で、この数は放火による火災、放火自殺者等を除いた人数で、消防庁発表の数字とは異なっていますが、病気や体が不自由なために逃げ遅れたり、熟睡していたために逃げ遅れたりするなどの逃げ遅れが 4 4 8 人で全体の 4 9 . 8 %、亡くなった方の約半数を占めています。

住宅火災の死者数を発火源別に見ると、最も多いのが、たばこが原因によるもので、1 4 0 人 1 5 . 6 %、2 番目に多いのが電気器具によるもので、1 1 3 人 1 2 . 6 %、3 番目がストーブによるもので 8 4 人、9 . 3 %、4 番目がコンロによるもので 3 1 人、3 . 4 %と続きますが、たばこの不始末はともかく、火災の原因は、コンロの火の消し忘れや、天ぷらを揚げていて発火をしてしまうことが多いものと個人的に思っていたので、驚きました。

では、この 2 番目に多い電気器具によるものとは何かと言いますと、電灯電話等の配線、配線器具、テーブルタップ、電気機器となっており、コンセントにはほこりがたまるトラッキング現象やたこ足配線など、長期間使用したことによる部品の劣化や誤った使い方をしたことによって発火し、近くの衣類や布団、カーテンなどの可燃物に燃え移って、火災になる場合があるそうで、火の不始末ではない火災で、1 1 3 人の方が亡くなっておられます。

三郷町でも、今年 2 月 2 7 日、夕陽ヶ丘地区で一家 4 人が亡くなる火災がありました。8 0 代の高齢者ご夫婦は、一酸化炭素中毒で亡くなられ、5 0 代の娘さんは焼死だったと聞いておりますが、意識があり、自分は逃げられたはずなのに、最後の最後までご両親を助けようと必死になられたことがうかがえ、本当に無念でなりません。このお宅に火災警報器があったのかどうかは不明ですが、いち早く火災が起こったことに気づくことができたなら、2 階におられたもう 1 名の家族だけでも助かったかもしれず、火災で一家全員が亡くなられるという悲惨

な結果は免れたかもしれません。

今回は、高齢者だけの世帯ではありませんでしたが、２００６年６月１日に改正消防法が施行され、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されましたが、火災警報器の耐用年数は１０年となっており、当時設置された火災警報器のほとんどが既に電池切れ等により、全く機能していないことも考えられます。本来ならば、希望される全世帯への助成をお願いしたいところではありますが、三郷町内の古い家屋は、隣地との距離をあけていない住宅が多く、高齢者世帯が多いと推測します。築５０年を超える木造住宅が多い中、全焼するような火災が起こった場合は、ご近所への延焼の危険性もあることから、さらに被害が拡大するおそれもあります。今回のように、夕方６時頃に火災が起こると、学童から帰宅したお子さんも含め、子どもたちだけで留守番をしているお宅もあるかと思います。高齢者の命を守るとともに、その付近にお住まいの方の安全を守るためにも、まずは、高齢者への助成を要望いたしますが、いかがでしょうか。町の考えをお聞かせください。

**議長（伊藤勇二）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。澤議員の１問目のご質問にお答えさせていただきます。

西和消防署管内における今年１月から７月までの火災発生件数は３５件で、うち１０件が住宅火災となっております。本町でもご質問にありますとおり、１件の住宅火災があり、４人もの尊い町民の生命が奪われました。

一般的に火災による死者の９割は、住宅火災と言われております。住宅火災発生時に、自分や家族の命を守るために何より重要なことは、いかに早く火災に気づき、初期消火を行い、そして逃げることができるかであります。そのために、住宅用火災警報器の設置が有用とされており、奈良県では平成２１年６月から完全義務化となりました。

本町における住宅用火災警報器の設置基準等につきましては、奈良県広域消防組合の火災予防条例で定められておりまして、組合管内の市町村における一般的な住宅では、寝室と寝室がある階の階段上部に設置することが義務となっております。また、住宅用火災警報器には、煙式と熱感知式がありますが、現在ではホームセンター等で比較的安価に購入でき、電力の供給も、電池タイプと電源タイプ、取付け方法も天井に取り付けるもの、壁に取り付けるもの等さまざまな製品

がございます。

さて、住宅用火災警報器の設置の助成についてであります。先ほども申し上げましたとおり、比較的安価に取り付けやすいものも多いこと、建物の所有者が設置すべき法定義務であること、所管である奈良県広域消防組合内市町村の均衡を図る必要があること等から、高齢者世帯に限らず、現時点では慎重な検討を要するものと考えております。

一方で、火災発生の感知や避難が困難な障がい者世帯等につきましては、福祉的な観点から、いわゆる障害者支援法に基づき、地域生活支援事業を実施しており、利用申請していただければ、1割の自己負担で住宅用火災警報器を設置することが可能です。このことから、一定の要件はありますが、高齢者世帯でも障がいをお持ちの方がおられる世帯であれば、この事業の対象となる場合もございますので、今後、福祉部局と連携を密にしながら、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、管轄の西和消防署とも連携し協力をいただきながら、住宅用火災警報器の重要性はもちろんのこと、その取付け方法や電池の取替え等についても、広く認知していただけるよう、積極的な周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

**議長（伊藤勇二）** 澤議員、再質問を許します。

**8 番（澤 美穂）（登壇）** ご答弁ありがとうございます。

まずは啓発が基本かと思いますので、しつこいくらいの啓発をお願いしたいと思います。その際、火災警報器に関してだけではなく、火災の原因となるトラッキング現象のことや各家庭に消火器の設置、また、地元の自主防災組織が実施する、防災訓練への積極的な参加も促していただければと思います。

ただ、やはり耐震補強などについてもそうなのですが、もうすぐ死ぬから要らんねん、長生きせえへんから要らんとおっしゃる高齢者が非常に多いことを実感しております。また、反対に、70歳を過ぎて、耐震補強や壁の塗り替えをしたら、ご近所から、あと何年生きるつもりやねん、お金があつていいと言われるとも聞いています。町が率先して助成制度をつくっていただけたら、町が言うからしゃあないなとやってもらえるのかなとも思います。

また、最近、自治会によく寄せられるのが、認知症に関することです。コロナ禍で、物忘れがひどくなられた方が火事を起こされない方の不安が自治会に多く



寄せられています。

今回、火災警報器等と等をつけさせてもらったのは、一般的な火災警報器だけではなく、今は、住宅用火災警報器に接続すると、インターホンと連動して、ご近所に知らせる機能がついた「外でもドアホン」というものがあり、火災警報器が家の中で反応したとき、外に設置してあるインターホンのＬＥＤライトの点滅と警報音、音声で同時に外の近隣へもお知らせするものがあります。初期消火ができない高齢者に代わって、いち早く火災に気づき、ご近所の方に消火活動や救助に当たっていただくインターホンの設置の助成についても、ぜひ前向きにご検討いただき、来訪者を確認できるインターホンの設置は、火災だけではなく、詐欺被害等の防止にもつながるものと考えます。

全額助成ではなくても、一部助成からでも始めていただければと切に願います。

高齢者が安心・安全に年を取っても、認知症になっても、住み慣れた我が家で可能な限り生活していただけるよう、ご近所の方の不安も取り除きながらご協力をいただく上でも重要だと考えます。誰一人取り残さない社会の実現を目指す三郷町をアピールするためにも、大都市だけではなく、近隣では広陵町も助成をされておりますので、またそちらも含めて検討をお願いいたしまして、私の１問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（伊藤 勇二）** １問目の質問は終了しました。

続きまして、２問目の質問に移ります。８番、澤美穂議員。

**８番（澤 美穂）（登壇）** 続いて２問目、小中学校の欠席連絡をデジタル化へをお伺いいたします。

今年に入って、子どものコロナの感染者が増えています。ＰＣＲ検査をして結果が出るまでに大体２時間から５時間ぐらいかかると言われておりまして、混んでいる場合は夜中に判明するケースが多いと聞いています。子どもが無症状の場合でも、保護者は自宅内で隔離する準備をしたり、感染が判明すれば即親は濃厚接触者となり、自分も感染している可能性が高いため仕事を持たれているお母さんは、当面の食事の段取りだけではなく、仕事の段取りもつけなければならず、夜中じゅう対策に迫られ、徹夜明け、子どもの欠席連絡は大体朝８時前後に学校へ電話する必要があるので、タイミングが悪くつながらない電話にいらいらされたこともあるそうです。

登校見守りをしていると、北小の校門前の横断歩道に、先生がどなたも立哨さ

れてないことが時々ありまして、欠席連絡の電話を受けておられるのではないかと推測しておりました。つながらない電話をかけ続ける保護者も大変ですが、ひっきりなしにかかってくる電話に出続ける学校側も大変だと思います。

子ども達を守るために、子ども達が安心・安全に育つことができる社会を実現するために、ITの力で明るい未来をつくる会社とうたっているエースチャイルド株式会社によりますと、2020年4月15日千葉県柏市内小中学校で、SNS学校連絡システムつながる連絡導入実証実験結果について発表されました。8割以上の保護者がLINEを利用した出欠、遅刻連絡を行っており、教員の業務改善にも役立つことが確認され、実証実験は2019年9月2日から翌年の2020年1月下旬までの期間でしたが、期間終了後も、学校、保護者からの要望により継続されています。

千葉県柏市内の小学校2校、中学校2校を対象に実施、各学校で80%から95%の保護者がLINEを利用した出欠、遅刻連絡を行い、保護者アンケートの結果でも、以前と比べて学校からの連絡も簡単に受け取れるようになったという声が増えたと発表しています。お隣の松戸市では、一保護者の、柏市のように欠席連絡をオンライン化させたいとのアンケートを取られたことがきっかけで、導入されたそうです。

東京都目黒区で昨年11月から区立全ての小中学校、幼稚園から家庭への連絡手段として、スマートフォンアプリが導入されました。都内では既に、渋谷区、千代田区などがアプリを導入済みでございます。直近の例としましては、今年6月19日付の朝日新聞デジタルによりますと、子どもの欠席連絡LINEで24時間オーケー、学校の働き方改革にもとの記事によりますと、神奈川県座間市教育委員会は、小中学校の児童・生徒の欠席、遅刻、早退を保護者がスマートフォンの無料通信アプリLINEで連絡できるシステムを導入されました。学校側が保護者に緊急の連絡をしたり、アンケートを取ったりすることもできるので、市教委は、便利になり学校保護者の両方の負担軽減にもつながっているとしています。市教委教育研究所によると、導入したのは、「スマホで連絡とれ〜る」というシステムで、座間市立小学校11校で2021年2学期から、市立中6校で今年4月から運用を始めたそうです。保護者はこれまで、学校が開いている時間帯に欠席などを電話で連絡していたそうですが、LINEで24時間いつでも連絡できるようになり、学校側は、一覧表で欠席などの状況を即座に確認ができ、朝な

どの時間帯に保護者からの電話への対応がなくなり、負担が減ったためか、働き方改革につながっているそうで、全国的に増えつつあるという一例をご紹介いたしましたが、きっとこれは、大都市だけじゃないかとお指摘を受けるだろうと探してみましたら、沖縄県にある与那原町という人口2万人程度の、三郷町と人口規模が変わらない町では、今、約2人に1人の9,577人が与那原町の公式LINEに登録しています。ちなみに三郷町は昨日現在2,302人でした。

与那原町の公式LINE、アカウントを開くと、すぐに見られるトーク画面下部に表示されているタイル状のメニューをリッチメニューというのですが、イベント情報、子育て、目安箱、ごみの検索、生活情報、コロナワクチン接種予約、コロナ支援メニュー、受信設定のアイコンがあり、子育てアイコンから欠席連絡がLINEでできるようになっていて、小学校入学時に、保護者が公式アカウントと友達になり、日常的に使用するため、ブロックされることを回避することができていて、保護者の94%が満足しているそうです。

LINEの国内ユーザー数は、今年の3月で9,200万人と発表されています。昨年12月末の時点では、9,000万人だったので、3か月余りで、200万人増えたことになります。

総務省の2021年の調査によりますと、10代から60代の男性利用率は88%、女性利用率は92.7%、全世代で90.3%、年代別では、10代93.7%、20代、97.7%、30代、95.6%、40代、96.6%、50代、85.4%、60代の76.2%が利用しているそうです。議場には70代の方もいらっしゃいますが、その利用率に関しては不明です。すいません。

各SNSの中でも圧倒的な利用率となっています。LINE利用者の中には、ほかのSNSを利用していないユーザーも多く、フェイスブックとインスタグラムの利用者数を合わせても、LINEのほうが利用者数が多いことが分かっています。これは通話料金がかからないこともあり、三郷町内でも高齢者の多くが連絡手段として、子どもや孫からLINEに登録されている人が多く、同じような境遇の高齢者同士でLINEで連絡を取り合うことが日常的に行われています。呼び止められては、この人と友達にして、このメンバーでグループをつくってほしいねんと頼まれることもあります。

三郷町では、フェイスブックやインスタグラムで情報を発信されていますが、LINEではほとんどされていない状況で非常にもったいないと思います。同じ

情報を貼り付けてくださるだけでいいので、LINEでも発信してあげてほしいと思います。

有事の際、確実に住民に知らせることのできる手段の一つとして、1人でも多く公式アカウントの登録者数を増やすべきだと考えます。

2020年3月議会で、LINEを活用したさらなる行政サービスをと質問させていただきましたが、そのとき一例として挙げた広陵町の、当時のLINE登録者数は942人だったのですが、この間見ますと、1万4,289人になっており、夏のDIGI田甲子園にも、奈良県代表として選ばれていてちょっと悔しいなというような思いがあります。広陵町では、当時よりも使いやすくリニューアルされ、上で挙げましたリッチメニューが大幅に増え、ユーチューブが見られたり、ワクチンの接種の予約もラインでできることが登録者数の増加につながったものと思われます。

登録者数をととても増やしている自治体は、やはりリッチメニューの充実が図られていることが一目瞭然です。三郷町もスマートシティとして、SDGsを達成する上で、多様性が重要視される中、引き続き非来庁型の行かない、書かない、迷わせない住民サービスの模索をお願いするとともに、文科省から通知のあった学校、保護者間における、連絡手段のデジタル化の導入を要望いたします。保護者からのつながらない電話を解消すると同時に、先生方の負担軽減にもつながると思います。また、欠席者がデータとして管理できれば、不登校対策のアラートにもなると考えます。与那原町と違って、三郷町では、電子図書館にしております。本の予約、検索だけではなく、LINEの画面から直接本を借りることが可能となり、ちょっとした空き時間に本を読んでもらえることができれば、貸出冊数の増加も見込めます。また、デマンドタクシーもリッチメニューから予約ができれば、ますます便利になると考えます。住民がふだん使いするLINEをベースに、持ち運べる、マイ役場、マイ図書館、手のひら役場、手乗り図書館、ネーミングはちょっといまいちかもしれませんが、ぜひ1人1台の役場を持てるように、活用を要望いたします。

また、子ども達は毎朝なかよし会で登校してくるのですが、多いときは、1班に三つぐらい連絡帳が入っているらしきB4サイズの手紙入れを預かって登校してくることがありまして、預かった児童が小脇に抱えて登校してきます。5センチぐらいの分厚さのときもあり、厚さからして連絡帳だけではないと思って

います。月曜日、それも雨の日は最悪です。そうでなくても、自分の荷物が多い上に傘を差しながら預かった連絡帳などを抱えて、長い道中歩いてきます。学年関係なく、自宅に近い子が預かってくることが多いようで、1年生などは耐え切れず、無言で私に差し出すこともありますし、見かねてこちらから預かることも多いです。コロナ禍でビニール素材のファスナー袋は大丈夫なのかなと思うことも正直あります。兄弟ならともかく、こちらもLINE連絡帳が使えるれば改善できるかと思います。

同時に、保護者から欠席、遅刻の連絡が入った時点で、なかよし会の班のメンバーにも連絡が行くと、登校時、雨の日や夏の暑い日、寒い冬の日に、来ない児童を待ち続けることがなくなると思います。

これらを踏まえて、小中学校の欠席連絡のデジタル化を要望いたしますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

**議長（伊藤勇二）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** それでは、澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

従来、学校と家庭との連絡方法は、紙のプリント、連絡帳、電話により行っておりますが、核家族化や共働き世帯が増加している中、このような手段では十分に連絡が行き届かなかったり、教員のプリント作成や配付、収集にも手間がかかるなど、効率性にも欠けている指摘は以前からなされ、文部科学省からも、学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進についての通知文書がなされたところでございます。

本町の小中学校では、以前よりプリントや連絡帳など紙媒体での連絡を行っておりますが、子どもが保護者に渡し忘れたことにより学校への提出が遅れたといったことや、子どもが欠席する際の連絡手段として、他の子どもに連絡帳を学校へ持参してもらっており、子ども達の負担となっている課題がございます。

また、保護者が欠席の電話をかける際も、登校時は学校への連絡が集中するため電話がつながらず、連絡が遅れてしまうこともあり、教員が電話対応や担任の先生への伝言に時間が割かれているのが現状の課題となっております。

現在、本町におきましては、自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）として、行政サービスをデジタル技術やデータを活用して、住民の方々の利便性を向上させることにより、誰一人取り残さないデジタル社会の形成に向けた

取組をプロジェクトチームで、全庁的に進めているところでございます。

また、住民の皆様の生活基準がインターネットやスマートフォンの普及により、大きく様変わりしたことから、学校と保護者間の連絡につきましてもデジタル活用することで、教職員、保護者間双方の負担軽減につながる一方、保護者とのコミュニケーションが希薄となることが懸念されます。

このことから、議員のご要望であります学校への欠席連絡を住民がふだん使うLINEをベースにということに対しましては、沖縄県与那原町をはじめ、導入している自治体があることは存じております。そのような自治体を参考にしながら、LINEを活用することにより、保護者とのコミュニケーションが希薄とならないよう、また、セキュリティ上の問題、導入時の初期費用及びランニングコスト等を勘案するとともに、学校への欠席連絡のみ活用するのではなくて、他部署での申請等にも活用できる総合的なLINEを検討してまいります。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 澤議員、再質問を許します。

**8 番（澤 美穂）（登壇）** ご答弁ありがとうございます。先生方が欠席電話を受ける時間を登校する目の前の生徒への対応に時間を取ってもらいたい、私が保護者ならそう思います。また、一ボランティアの私が、今日どうしたん、元気ないやんと話しかけるよりも、同じ言葉でも、きっと先生方に心配して声をかけてもらうほうが子どもたちは何倍もうれしいと思います。朝のバタバタした時間帯でも、もし担任の先生が電話に出られたら、そんなことお構いなしに、欠席連絡以上に話し込まれる保護者もいらっしゃるかと思います。時間に追われながら保護者と電話するよりも、その分放課後に時間を取って、じっくりと話を聞いてもらえるほうが保護者も喜ばれるかと思います。

私は、全部が全部デジタル化で対応してほしいと思っていません。それは役場の業務でも同じです。役場や学校に対して、デジタル対応をできる人ができる手段を駆使し、できない人やできないことにより時間を割いてもらいたいと考えております。

先生方の働き方改革といっても、相手は子どもです。思うように進まないときのほうが多いかと思います。自分の子どもだけでも大変やのに、先生って本当に大変な仕事だと以前から思っておりました。少しでも空いた時間をつくれるなら、子どもたちとの時間に使ってもらいたいと思います。だからこそ、先生じゃなく

てもできる仕事は軽減すべきだと考えます。もしかしたら、先生という仕事は忙しくて当たり前、長年こんなものだと思い込まれている先生もいらっしゃるのかもしれませんが。

私が教育委員をさせていただいていたとき、学校訪問の後、校長先生を抜いて、グループに分かれて先生方と話し合う機会が年に1回設けられておりまして、そこで先生方の本音を聞かせていただきました。ぜひ、また、その機会でも、先生方にもご意見を伺っていただきたいと思います。もう教育委員ではない一議員が踏み込む問題ではないかもしれませんが、でも、先生方に気持ちよく快適に心も体も健康で働いていただくことが、三郷町の子ども達の利益につながると今も信じています。

L I N Eのリッチメニューに関しては、子どもを持つ保護者だけではなく、全町民の利便性をとことん追求していただきたい。ここら辺の地区で、一番のリッチメニューを搭載していただきたいと思いますので、教育委員会だけではなく、全庁挙げて取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（伊藤勇二）** 8番、澤美穂議員の質問は以上をもって終結します。

続きまして、木口屋修三議員。

**9番（木口屋修三）（登壇）** 議長のお許しをいただきましたので、部活動の段階的地域移行についての質問をさせていただきます。

従来、聖職と言われてきました医療や教育の世界でも、例外なく働き方改革が目指されている今日においては、教員の長時間労働是正や業務負担軽減を図るべくあらゆる観点から見直しが不可欠であります。

教育現場において、是正されるべき対象の一つが部活動です。中学校の部活動といえ、現状、教員による献身的な勤務によって支えられている実態がありますが、こうした現状が、教員の働き方改革の妨げの一つになっているものであります。

令和2年9月に、スポーツ庁より学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてが通知され、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行を実施していくと示されております。教員が勤務を要しない日に部活動の指導に関わる必要のない環境をつくり、教師の負担軽減を図るとともに、部活動の指導者等に意欲を有する地域人材の協力を得て、地域の活動として実施していく環境を整え、生徒

として望ましい部活動の実現を図るものとなっていくものと思います。

本町においても、部活動の改革に向け、具体的な検討を進める必要があると思いますが、今後どのように取り組んでいくのか、町のお考えをお願いいたします。

**議長（伊藤勇二）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** それでは、木口屋議員のご質問にお答えさせていただきます。

中学校の部活動地域移行につきましては、議員がおっしゃるとおり、スポーツ庁が掲げたように令和５年度から令和７年度を改革集中期間としており、部活動を地域移行する理由につきましては、大きく２点ございます。

１点目は少子化の進展でございます。公立中学校の生徒数は、第２次ベビーブーム世代が中学生の１９８６年がピークで、およそ５８９万人でしたが、昨年度は約２９６万人と、ほぼ半分となっております。これに対しまして、中学校数は３０年間で１割程度しか減少しておらず、１校当たりの生徒数が少なくなっており、部員が集まらず、部活動の継続が深刻な課題となっていること。２点目は、教員の長時間労働でございます。平日の部活動に加え、土日の練習や試合の引率で休日出勤も多くあることから、教員を目指す方も減少しており、教員採用や担任の確保にまで支障が出ております。

教員の労働環境の改善、働き方改革のためにも、部活動を改革する時期が既に到来していると言えます。

本町では、休日の段階的な地域移行を進めていく上で課題となるのが、地域の受皿だと考えております。その受皿としては、木口屋議員が会長されている三郷町スポーツ協会、元気ひまわりクラブ三郷をはじめ、各種スポーツ団体、７月に包括協定を締結しております奈良クラブのご協力を得て進めていければと考えております。

また、指導者の確保につきましても同様に、先ほどの各種団体の皆様にご協力を得るとともに、先日国から公表されましたとおり、都道府県による人材バンクの設置や指導者養成の講習会開催などにも国が支援するとのことなので、そちらも活用して進めてまいります。

また、地域団体や民間事業者が部活動の運営主体となった場合、現在よりも会費などの家計負担が重くなるとの懸念をお持ちの方もおられるかもしれませんが、困窮世帯の制度が参加できない事態を避けるために、新たな保護者負担を国が支



援することも示されております。

今回、議員からもありましたが、生徒にとって望ましい部活動に向けての実現には、環境整備及び教員の多忙化解消が重要なことになっております。今後、関係部署、中学校とも連携し、近隣市町村の動向を注視しながら、改革を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 木口屋議員、再質問を許します。

**9 番（木口屋修三）（登壇）** 今回の学校の働き方改革を踏まえて、部活動改革は長く続いている部活動の考え方を大きく変えようとしておりますけれども、これをチャンスと捉えて、教員の負担軽減だけでなく、地域と連携し、子ども達がさまざまなスポーツや文化活動に触れる機会を創出するなど、可能性を伸ばす仕組みにしていきたいと思います。部長のほうからも、各部署と調整を進めながら前向きに考えていただくようなことを回答いただきましたので、ぜひよろしくお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

**議長（伊藤勇二）** 9 番、木口屋修三議員の質問は以上持って終結します。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後 2 時 5 0 分といたします。

休 憩 午後 2 時 3 1 分

再 開 午後 2 時 5 0 分

**議長（伊藤勇二）** 休憩を解き、再開します。

それでは、5 番、先山哲子議員。

**5 番（先山哲子）（登壇）** 皆さん眠い時間ですし、お疲れと思いますので、簡潔明瞭にちゃっちゃと進めてまいりたいと思います。

議長のお許しを得まして、私の「リトルベイビーハンドブック導入について」質問させていただきます。

我が国では、出生率の低下が続き、少子化に歯止めがきかず、出生推移は、2000 年、平成 12 年で 119 万人、2018 年、平成 30 年で 92 万 1,000 人、2020 年、令和 2 年で 84 万 832 人、これは過去最少の出生率となっております。そして、2022 年、令和 4 年度はさらに減り、80 万人割れが確実と言われ、国は予想を超えるスピードで少子化が進んでいると大変危惧をしております。要因はいろいろあると思いますが、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、世の中にしなければなりません。

国、県も少子化対策は非常に力を入れておりますし、三郷町におきましても、子育て支援施策には大変力を入れ、これは大変評価しております。三郷町における近年の出生推移及び未熟児、未熟児というのはもういろんな段階がありまして、低出生体重児、2,500グラム以下、これは全国平均9.4%あります。次に、極低出生体重児は、出生時1,500グラム以下で0.7%、また、超低出生体重児は1,000グラム以下で、平成27年に起きました0.43%。これは、増加傾向にあります。そして、新生児の出生率は、1970年では8.7%、2019年度は0.9%で、死亡率ですね、これは死亡率が1970年では8.7%、2019年では0.9%、10分の1に激減しております。これは日本では大変新生児に対するいろんな医療の進歩、またNICU、未熟児の集中治療室の導入とかで手厚くされておりますので、世界で最低の新生児の死亡率となっております。

三郷町におけます近年の先ほど言いました出生推移、それと先ほど言いましたランク別2,000グラム以下、また1,500グラム以下、1,000グラム以下の順番にお答えいただきたいと、状況をお聞かせいただきたいと思います。

そしてまた、母子保健法に基づき、市町村では、母子手帳を交付しております。これは健診予防接種、成長記録など、いろいろ妊娠出産から幼児期まで、母子の記録がまとめられ、重要な冊子ではあります。日本の平均出生児には、体重が、約3,000グラム。身長約50センチ以上は健康ということで、いわゆる満期産を前提にこれは作成されております。しかし、年間、日本でも、結構先ほど言いました早産とか死産もありますし、いろいろランク別にありましたね、2,000グラム以下、1,500グラム以下、1,000グラム以下、こういう子どももずっと生まれております。三郷町におけるこの状況を、近年の直近の状況を聞かせていただきたいと思います。

また、1,000グラム以下の超低出生児は、大体入院3ないし4か月を要しますし、入院費としては、もちろん保険は利きますけど、1,000万円以上の費用がかかるそうです。出生児、お産の72時間で一応生死と合併症とかのリスクが境目となりますし、先ほど言いました未熟児の集中治療室NICUとか、医療の進歩が大変重要となってくるわけです。

また、未熟児で生まれたお母さんは、母子手帳は、先ほど言いましたように、一応標準で生まれた子ども達を対象にしておりますので、詳しく記入する欄もあ

りませんし、また、その母子手帳を見るたびに、気が落ち込んで、何でうちの子がということで涙して、大変落ち込む方が多いそうであります。

それで、今申しましたように、三郷町におけるこの直近とそのちょっと前で結構です、出生の数、推移ですね、それと、グラム別の推移、それをあわせてお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤勇二） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、先山議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、全国的に出生率の低下が続き、少子化に歯止めがかからず、子どもの人口は年々減少しているのが現状であります。議員ご質問の三郷町における出生数につきましては、令和元年度が166人、令和2年度168人、令和3年度154人となっております。また、低体重別の人数につきましては、令和元年度で2,000グラム以下が2人、令和2年度では、1,500グラム以下が1人、令和3年度は、2,000グラム以下が1人という状況であり、1,000グラム以下はいませんでした。

次に、母子手帳についてでございますが、本町で交付している母子手帳につきましては、厚生労働省の様式を参考に、標準的な身長40センチ、体重1,000グラムからの発育曲線グラフとなっております。

しかしながら、議員がおっしゃいますように、小さく生まれた赤ちゃんのグラフが書けなくて、母親たちが悲しい思いをされているという問題が懸念されています。こうした中、保護者の心情に寄り添った支援策として、リトルベイビーハンドブックを導入する都道府県や自治体が増えつつあり、奈良県でも、今年度末までにハンドブックを作成する予定であります。

以上のことを踏まえ、本町といたしましては、SDGsの理念のもと、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、県の動向に注意しつつ、参考にしながら、リトルベイビーハンドブックの導入に向け、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤勇二） 先山議員、再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） リトルベイビーハンドブックは全国のあちこちの自治体で作成、発行されております。奈良県はなかなか進んでおりません。自治体によっては違う名称で保護者の方たちが声を上げてしているところもあるようですけれ

ども、一応奈良県のほうでも前向きに取り組むということで、三郷町としても、もちろんこれで、検討じゃなくて実施ということによろしいですね。はい。

それと、あと、コロナ禍前とコロナ後の出生推移をお聞かせいただきたいと思います。私の周りでは、コロナが一応蔓延しておりますので、ちょっとお産を控える、時々ニュースになっておりますように、母親が感染したら、婦人科のお産とかその途中の入院なんかは拒否されて、いろんな問題が起きているようですが、早く収束を願いたいばかりなんですけれども、そのコロナ禍前と後とでは、数値はどのように流れて変わっておりますでしょうか。

一般の母子手帳とこのハンドブックも一緒に利用され、いざというとき、この記録が医療関係、保健機関にも情報が共有でき、適切な治療にも大変役立つとされております。

国内には多くの外国人もいらっしゃいますし、大きな自治体では、そういう方たち用に日本語だけでなく7か国語用のハンドブックも作成されております。また、英語のものは、大変どこの町でも発行していただくと便利かなと思いますけれど、英語版のものはできますでしょうか。お答えいただきたいと思います。

やはり政治は弱者に寄り添った施策ということが重要であります。今、質問しましたコロナ禍前コロナ後の推移と、それと英語版のハンドブックはできないかということを質問させていただきます。

**議長（伊藤勇二）** 坂田こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（坂田達也）（登壇）** 失礼いたします。それでは、先山議員の再質問についてお答えをいたします。

まず、1点目のコロナ前の出生数でございますが、平成28年から平成30年度の3か年の平均出生数は、年間で約185人となっております。また、2,000グラム以下の低体重の出生数につきましては、年間で約3人であります。議員ご指摘のとおり、コロナ前とコロナ禍での出生数を比較しますと、年間で約20人ほど減少しており、それに比例して、低体重の出生数も若干ではございますが、減少傾向にあります。

次に、2点目の母子手帳の7か国語等の対応についてでございますが、本町では約180人の外国人の方が住居されております。そのうち外国人妊婦の希望者に対しましては、各外国語の母子手帳を既に用意しておりまして、ある一定の対応ができる状況となっております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 先山議員、再々質問を許します。

5 番（先山 哲子）（登壇） 三郷町においても 180 人の外国の方が在住ということで、思ったより多いなと思いました。皆さん、その 180 人みんなが出産するわけではございませんけれど、また、今後ともいろんな外国の方が在住されて、中にはお産もされる方もある。そういう方には必要やと思いますので、7 か国語までは言いませんけど、せめて英語版があれば便利かなと思います。そのハンドブックの中には、お母さんが大体落ち込む方が多いし、何でうちの子がと、皆さん落ち込まれるので、成長過程でいろんなリスクもありますし、それで、そのハンドブックの中には、いろんな励ましの言葉とか、お母さんが安心できるようなコメントがいっぱい掲載されているそうです。その辺のことも考えていただいて、もしできるのであれば、三郷独自の中身の濃い、そういう親御さんに寄り添った中身のハンドブックにしていだけたらなあと思います。

多分前向きに考えてくださるのでもう回答は結構です。

議長（伊藤勇二） 5 番、先山哲子議員の質問は以上をもって終結します。

4 番、黒田孝議員。

4 番（黒田 孝）（登壇） 議長のお許しを得たので、質問させていただきます。

私の質問内容は、ゴミ箱等設置の補助金制度導入についてです。近年、カラス等のごみ荒らしによって悩み続けている自治体も多いと思いますけども、ある自治会で、4 年ほど前から補助金制度を導入して、あるゴミ箱単位で、ゴミ箱もしくは網ネットを購入して設置という活動をしてきました。4 年間で約 77% に当たる場所で設置がされて、住民にかなり好評で、ごみの清掃とかが少なくなったということで、かなり喜ばれています。また、清掃センターの方が、やっぱりごみが荒らされると、時間がかかったりとかされるので、清掃センターの方も喜ばれているというのを聞いております。

このごみ設置なんですけども、お隣の斑鳩町では、10 年近い前から、ゴミ箱を現物支給という形でされていますけども、現物支給をされると、置けないのに支給されるというのがあって、活用しないでほっとくというふうなことも考えられたので、この自治会では、現物支給じゃなしに半額補助という形で活用しました。このゴミ箱の設置をすることに対して、やっぱり皆さん悩んでおられて、そのごみ置場の、捨てられる方のコミュニケーションとか図れて、かなりよかった

ということ聞いております。

これに対して、片一方では、全額支給されていると、片一方では半額というたら、ちょっと、それと、この自治会はもうほぼ終わっているの、その辺、自治会でちょっと不満が出るんちゃうかということも懸念されましたので、一応自治会長には、こういうようなことで一般質問をさせてもらいますということで了解を得て、快く、やっぱり三郷町のためになるということで了解を得ました。事前に、環境整備部の方と部長さんと面談をさせてもらって、いい回答をいただけるというのはある程度事前にいただいていますけども、これを機に住民の意見がある程度通るようなことを進めていきたいと思っていますので、役場の考え方もう一度を考え方を、クリーンなまちづくりということで、導入のほうの検討をよろしくをお願いします。

**議長（伊藤勇二）** 水口環境整備部長。

**環境整備部長（水口洋司）（登壇）** 失礼します。黒田議員のご質問にお答えいたします。

非常にちょっと回答しづらい状況をつくっていただいたかなと思います。負けずに回答したいと思います。

まず初めに、ごみ集積場所の適正な管理、運用につきまして、各自治会におかれましては、決められた曜日や時間のごみ出し、また集積場所を清潔に利用してもらうための周知、啓発、工夫など、町の環境美化に対しさまざまなご協力をお願いしておりますこと、感謝申し上げます。

現在、ごみ収集につきましては、特定の場所に集積するステーション方式で行っており、町内に約1,000か所ございますが、多くの場所でカラスなどによるごみ荒らしの問題を抱えていることは承知しております。以前は、集積場所のごみがカラスに荒らされること等を未然に防ぐため、カラスネットを町でまとめて購入し、希望される自治会に販売していた時期もございましたが、ホームセンター等で安価に購入できるようになったことなどで、町での購入は、令和元年度をもって終了したといった経緯もございました。カラス対策につきましては、ごみネットやシートをかけるなどの対策を講じていただいております、一定の効果は見られるものの、カラスは記憶力と学習能力が高く、餌のある場所をよく覚えており、ネットの隙間を見つけ、ごみを引っ張り出し、袋をつついて中身を散乱させるなど、ネットだけでは十分な対策とは言い切れないのが現状であります。

ごみの散乱は不衛生で、環境の悪化を招くだけでなく、カラスの餌場になることで、ふん害や繁殖期には人を攻撃しやすくなると言われています。また、カラスの増加は、他の野鳥の減少や繁殖率の低下につながり、生態系の保全にも影響を及ぼしかねないなど、あらゆる問題を引き起こすことになります。

このような状況の中、ネットに代わるカラス対策として、ごみボックスを設置する自治会が急増しております。町といたしましても、以前から収集時に散見されるカラス被害の対策等について思案に暮れていたところであり、よい機会に議員よりご提案いただいた次第でございます。

近年、ごみ集積場所におけるカラス等によるごみの散乱を防止し、地域の環境美化促進を図るため、自治会が設置、改修した集積施設の費用に対し補助金を交付する自治体も増えてきております。こうしたことも踏まえ、本町といたしましても、ごみボックス等を設置される自治会に対し、補助金を交付するなどの制度を他の自治体の事例などを参考にしながら、導入に向け検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 4番、黒田孝議員の質問は以上をもって終結します。

7番、木谷慎一郎議員。

**7番（木谷慎一郎）（登壇）** それでは、議長のお許しをいただきまして、私からは、町長選挙・町議会議員選挙における選挙公報発行についてということで質問させていただきます。

公職選挙法においては、市区町村の首長選挙と議会議員選挙について、選挙公報の発行は任意のものとされております。公職選挙法第172条の2ということで、現在三郷町でも発行されておられません。しかしながら、国政選挙に比べて、候補者に関する情報量が少ない地方選挙では、選挙公報が果たす情報提供の役割は、候補者、とりわけ初めて立候補しようとする候補者にとっても、有権者にとっても大きいものです。

あるインターネットニュースサイトが2016年に行った統一地方選挙の際の投票先を選ぶ際に、何から得た情報を重視しますかというアンケートでは、選挙公報を挙げる人が28.1%と最も多かったという調査結果もあります。

そういうこともありましてか、全国の町村のうち、市は含まない町村のうち、議会議員選挙において選挙公報を発行している団体の割合は、令和3年12月末

現在で50.2%、半数を超える自治体が選挙公報を発行しているといえます。

さらには、以前に発行された選挙公報を保存し公開し続ける場合は、各候補者が、前回の選挙から本当に選挙公約に従って活動を活動しているか、してきたのかということを事後に検証できるという効果もあり、議員活動見える化の観点からも注目されています。

このような、民主主義の機能を評価する多くの効果が見込まれ、既に町村議会の半数が導入している選挙公報を、三郷町でも次回の件議会議員選挙から導入すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。町の見解をお聞きます。

**議長（伊藤勇二）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。それでは、木谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

市区町村の議会議員選挙及び首長選挙における選挙公報は、自治体が条例の定めにより発行できるとされております。本町においては昭和59年に選挙公報の発行に関する条例を制定し、平成4年まで、町長選挙で1回、町議会議員選挙で2回発行したことがあります。配布部数の増加等により対応が困難となり、廃止した経緯がございます。

町村議会議員は、町村長選挙の場合、投票日の前日までに配布を完了しなければなりません。選挙公報の納品が翌日か翌々日となり、全戸配布するための時間的な余裕がありません。また、選挙公報は候補者の申請によるものであり、町村それぞれの状況にもよりますが、原稿を提出しない、または間に合わない候補者がいることも想定されます。そして納期の関係上、候補者1人当たりの紙面スペースが限られた小さい枠とならざるを得ず、候補者の政策等を十分に周知できない可能性があります。また、奈良県内の状況を見ますと、27町村のうち、選挙公報の発行は4町村のみで、実施率は14.8%となっております。近隣では河合町などが発行されておりますが、やはり期限までの全戸配布が課題となっており、自治会等に配布をお願いされているようであります。これらのことから、費用対効果や選挙の公平性の観点から、現段階では、選挙公報の発行は考えておりません。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、選挙において候補者の情報を知る手段の確保は、有権者にとって大変重要であると認識しております。選挙公報の代替となる手段といたしまして、まず、平成25年からインターネット等による選挙運



動が解禁され、地方選挙も適用されております。また、令和2年には、公職選挙法が抜本的に改正され、町村議会議員についても、これまで禁止されていた選挙運動用ビラ、いわゆる政策集、マニフェストを候補者が頒布できるようになりました。マニフェストは、選挙公報の限られたスペースでは伝え切れない政策等を自由に紙面化でき、選挙事務所や街頭演説等での頒布や自身のSNSやホームページで公表できるなど、大変有用な手段となります。このことから、候補者には、まずはこれらの手段の積極的な利用をお願いできればと考えております。その上で選挙時には、町ホームページに選挙の特設ページを作成し、各候補者のマニフェストを掲載したホームページ等へのリンクやSNSを有権者に周知するとともに、投票所、期日前投票も含みますが、町ホームページと同じ内容を紙媒体で備え付けておく等、可能な限り候補者を知る機会を確保できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 木谷議員、再質問を許します。

**7番（木谷慎一郎）（登壇）** ご答弁をいただきまして、おおむね公平性の問題であったり、選挙公報を全戸配布するには町村議会議員選挙の5日間という期間ではとても時間が足りなくて全戸配布は難しいということをご指摘いただきました。あと、その掲載面があまり大きくないので、それよりは、今般作成できるようになりましたマニフェスト等を活用してもらえればというようなお話であったかと思えます。

ご指摘のとおり、奈良県内では、選挙公報を導入している町村は数えるほどというような状況なんですけれども、先ほど通告書の記載のとおりなんですけれども、総務省のほうに、町村の選挙公報を導入している自治体数について問い合わせました。926の町村のうち465団体で発行しているという回答をもらいましたので、率にして通告書のとおり50.2%、過半数の町村が既に導入をしているというような状況です。

公職選挙法第170条1項の規定によって、選挙公報は各世帯に配布するとされておりまして、先ほどご指摘いただきましたとおり、近隣の自治体も自治会への配布の委託やポスティング、配達業者を活用するなど、全戸配布ができる方法での配布をしているというふう聞いております。確かに、このような全戸配布を行うということを前提とすれば、この町村議会、町村長選挙のような5日間と

いう短い選挙期間の間では、配布はかなり厳しいスケジュールになるんであろうというふうには想像ができますし、今回は、そのような配布方法を想定してご答弁いただいたというふうに思います。

ただ、公職選挙法では、先ほどの原則に付け加えまして、各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるとき、すなわち全戸配布ができない特別の事情がある場合は、新聞折り込みその他これに準ずる方法による配布を行うことができるというふうにされております。最近では、組織率の問題もありまして、自治会への委託が難しくなっているという世相も反映しまして、新たにこの新聞折り込みによる配布に転換する自治体も多く出てきているという状況のようです。

ただし、この全戸配布をせずに新聞折り込み等による場合は、選挙方法の配布を補完する、補う措置を取るよう努力義務も定められております。

一例として、この新聞折り込み方式を採用している三重県の明和町というところなんですけども、人口2万3,000人ほどと、三郷町と同じぐらいの町に取材をしました。その町での選挙公報発行の流れは、まず、立候補書類の事前審査のときに原稿ももらっておくそうです。その原稿を先に印刷会社のほうに渡しておくというふうになっているそうです。その後、立候補の締切りが終わった時点で、選挙公報の掲載順を決めるくじというのを実施しまして、その結果を印刷会社にする。そのまますぐ印刷してもらって、次の日、水曜日の午前中にはもう印刷が完了しているという形で、その次の日、木曜日の有力な新聞3紙なんですけども、そこの木曜日の朝刊への折り込みで配送されるというスケジュールで、1万部ほど配布しているというような状況だそうです。これの費用は前回の選挙の実績で、印刷費が61万円、折り込み費が7万円ほどということで、合わせて70万円弱と、多額の費用がかかるものではありません。なので、費用対効果というところでは、さほど悪いものではないんじゃないかというふうに思われます。もちろん、折り込みだけは全戸配布できませんので、選挙公報の配布を補完する措置としまして、公民館や公共施設、ホームページでの掲載も行っているということです。

現在では、東日本大震災をきっかけに選挙方法はインターネットでの公開ができるようになっております。各種調査によれば、ご高齢になるにつれて、新聞の購読率が高まる、一方、若い人になるほどインターネットの利用率が高まるとい

うことが一般的な傾向ですから、新聞折り込みとインターネットを組み合わせることで、ほぼ全世帯、全世代に選挙公報を届けることができるんだろうと考えまして、必ずしも全世帯への直接配布にこだわる必要はないのではないかというふうに考えます。

また、マニフェストを発行できるようになったので、それを活用してもらえればというお話もありました。これに関して、確かにビラが発行できるようになったということで、候補者としては、有権者に自らの政見を届ける有力な手段が手に入ったということが言えます。ただ、その枚数は1人当たり1,600枚と、三郷町で全戸に配布するのであれば、想定される1万から1万2,000枚とはかけ離れておりまして、必ずしも有権者全体に届くものではない上に、有権者としては、全候補者の政見を見比べて、次の4年間で託す候補者を決めたいという考え方もおられるんでしょう。そのような候補者それぞれ研究して、自己の選挙権を慎重に行使するという選投票行動としても望ましいものであり、それを可能とする手段としても、選挙公報は必要なのではないかというふうに考えます。

まとめますと、今回のお答えとしては、全戸配布を前提として、実際上スケジュール的に困難であるから配布はできない、マニフェストを活用してほしいというお答えですけれども、前述のとおり、マニフェストについては、届けることができる範囲が限定的であること、全候補者の一覧性がないことなど、必ずしも選挙広報に代替し得るものではないとないというふうに考えます。そこで、全戸配布にこだわらず、スケジュール的な無理がないインターネットと新聞折り込みで組み合わせるという手段で実現を今後検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（伊藤勇二）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。それでは、木谷議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

確かに公職選挙法の170の第2項のほうに、ただし書というか、補完すべき、別の事情があればということでございます。公職選挙法の条文で新聞広告への折り込み等役場など適当な場所へ補完的に備え付ければよいとなっているとなっております。確かに、自治会等による配布から新聞折り込みを活用する方法に変更されている自治体が見られるのが実情でございます。それらを踏まえまして、他町の選挙管理委員会との協議の場がございますので、そちらのほうに取り上げて、

情報共有を図りまして、そちらで一度協議してみたいなというふうに考えております。

今現在ここでどうこうということはちょっとよう申し上げることはできませんが、協議のほうの場には載せていきたいなと考えております。

いずれにしましても、選挙において候補者の情報は、有権者にとって非常に重要であると認識しておりますので、可能な限り候補者を知る機会の確保に努めてまいりたいと思います。そしてまた、知る機会も大事ではございますが、選挙に来てもらうことも大事だと捉えておりますので、今後投票率の向上に向けても努めていきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 7番、木谷慎一郎議員の質問は以上をもって終結します。

10番、辰己圭一議員。

**10番（辰己圭一）（登壇）** 最後のトリということで頑張っていきたいと思いたすけども。

それでは、議長のお許しをいただきまして、通告書に基づきまして、万が一の災害に備えてQRコードを活用した避難場所誘導マップの看板設置をということで、質問をさせていただきます。

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。台風や豪雨による水害は、天気予報や天気図を用いることによって数日前からある程度予測ができ、ハザードマップを確認し、事前に備えることができます。しかし、今後40年以内に90%の確率で発生すると言われている南海トラフ地震、それに伴う奈良県の断層地震など、いつ起こるか分からない地震が発生すると、家屋の倒壊や道路、橋の損壊、ほかにも地滑りや土砂崩れ、液状化現象等の一次災害、そして、火災や停電、水道などのライフラインの寸断などの二次災害が考えられます。こういう状況で地震による同時多発火災が起これば、消火することは非常に難しいと考えられます。

例に挙げますと、1995年の阪神・淡路大震災では、235件の建物火災が起きました。地震直後の15分、15分間で、54件が出火、そして94件が延焼拡大によるもので、神戸市長田区などを中心に1万平米以上が焼損し、残念ながら多くの命が失われました。当時の長田区は木造家屋が密集していた上に、地震で建物が倒壊、損傷したことがさらに延焼拡大を助長したとも考えられていま

す。

この同時火災を防ぐには、初期消火、これが効果的なんですけども、それが無理な場合、あるいは500メートル先に2本以上煙が立ち上がっていたら、逃げるタイミングとも言われておりますが、こういった場合、災害の危険があり、自宅にいては命が守れないときは、まずは屋外施設の指定緊急避難場所や一時避難地へ避難する必要があります。

ふだんから、各地域の自治会や自主防災組織で、今熱心に防災訓練を行っているところもありまして、それだけ地域住民の皆さんの防災意識が高まってきているのだろーと思います。

しかしながら、地震の発生はいつ起こるか分からず、もしも外出中に地震災害が発生し、その場には命の危険がある場合には、直ちに最寄りの避難場所へ避難する必要がありますが、町内全域の避難場所を把握されている方は少なく、どこへ行けばいいのか分からない方も多いと思います。また、自宅にいた場合であっても、家族全員が避難場所を把握しているとも限らず、場合によっては気が動転していることも考えられます。それから、町外から訪れた旅行者、訪問者など、土地勘のない人々の安全配慮も重要だと考えます。

地震による自然災害は日中だけではなく、夜間に発生することも考えておかなければなりません。実際に夜間に実施された避難訓練では、ふだんから慣れた道であっても、避難路を見失ったり、判断が遅れたという声が多く上がっております。

では、どのようにしてスムーズに避難場所へ行くことができるのか。そこで提案ですが、町内全域にQRコードをつけた最寄りの避難場所誘導マップを設置されてはどうでしょうか。このQRコードを設置することによって、災害時にはある程度スムーズに避難することができるかと思います。

これを具体的に説明しますと、皆様お気づきかと思うんですけども、私の通告書の一番下に参考QRコードをつけておりますが、このQRコードをスマートフォンで読み取ると、マップが立ち上がり、避難場所まで案内するといったものです。ちなみに、この参考QRコードは、一次避難地に指定されています勢野東4丁目の公園です。実際にスマートフォンのカメラで読み取りますと、マップが立ち上がり、ナビ開始ボタンを押せば、今自分のいる場所から公園まで案内してくれます。またお時間のあるときに試してもらったらどうかと思います。

それから、ＱＲコードの設置場所についてですが、広報板やどこにでもある電柱の巻付け看板、そして、一定の間隔で設置している消火栓ボックスなど、目立つ場所に設置をして、各地域で周知するようにすれば、町民の皆様の防災意識が高まり、安心感を持ってもらえるのではないのでしょうか。

いざというとき、迷うことなく誰もが確実に避難するためには必要だと考えますが、見解をお聞かせください。

**議長（伊藤勇二）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。それでは、辰己議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、昨今気象予報の精度が向上しており、風水害については、ある程度事前に備えることができる一方で、地震災害は発生が予測できず、万が一のときには、緊急的に命を守る行動を取る必要があります。

本町では、住民等が災害の危険性がなくなるまで一時的に滞在できる場所である指定緊急避難場所（指定避難所）として、小中学校体育館や学校給食センターなど１１か所を、また災害の危険から緊急に逃れるための場所である一時避難地として、町内の公園やグラウンドなど２５か所を指定しております。外出時等に地震災害が起きた場合、まずはこの一時避難地を含めた広くて安全な場所へ移動し、その後、ご自宅等の被災状況により、町が開設する避難所へ移動し、滞在していただくこととなります。

議員おっしゃいますように、町内全域の避難所や避難地を把握している方は少なく、外出時だけでなく、観光客の訪問時等、緊急時における避難所や避難地への誘導は、命を守るために重要であることから、平成２７年度には緊急時に町外の方にも分かるよう、指定避難所への誘導看板を町内各所に設置させていただいております。

ご質問のＱＲコード付きの看板設置でございますが、災害は昼間の気象条件がよいときに起こるとは限りません。看板製作に当たっては、夜間の視認性や看板の設置位置、通信障害時の対応などの課題もあり、町内全域に設置するには、かなりの経費を要するものと考えております。これらのことから、ＱＲコード看板の設置につきましては、他自治体の導入実績や先進事例なども調査の上、事前に十分に研究する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、災害時における避難誘導は大変重要であることから、

今後、議員ご提案のＱＲコードと避難所を結びつけるアイデアについて、どのように活用できるか、広い視野で検討してまいりたいと考えているところでございます。

議長（伊藤勇二） 辰己議員、再質問を許します。

１０番（辰己圭一）（登壇） 失礼します。それでは、再質問をさせていただきます。

今、ただいま加地部長から答弁をいただきましたが、ふだんから避難所や避難場所、そして想定される被害を把握するためにはハザードマップは大変重要だと考えます。これをもとに、それぞれ地域の防災、減災力に取り組んでおられるかと思いますが、三郷町は、洪水土砂災害ハザードマップのほかに、亀池、大池、赤坂のため池ハザードマップ、そして生駒断層帯地震の震度分布図が載っている三郷町ハザードマップがあります。これは昨年の８月に作成されたもので、今後またさらに更新をされるのかと思いますけれども、洪水・土砂災害ハザードマップには、災害別の避難所や避難場所の使用可否が載っていきまして、洪水、内水氾濫、土砂災害、地震の四つ、それぞれ災害の種類によって避難に適していない施設があり、その場合はほかの施設にすぐ避難する必要があります。

ここでついでに言いますと、今後、できれば、大規模火災が起こったときの避難場所も載せていただけるとありがたいです。

今回ＱＲコードの活用で質問をしていますが、何が言いたいかといいますと、ふだんから避難所などが載っているハザードマップを持ち歩いている方は、本当に少ないんじゃないかなと思います。

実際に、私が体験したことをちょっと少し話しますと、忘れもしませんが平成２９年１０月の台風２１号の大雨の影響で、勢野東の惣持寺地区が震災、浸水した時のことでしたが、既に私の胸のあたりまで水がつかっているときに、近くに住むある男性が、避難所はどこですかと声をかけられました。恐らく引っ越ししてきたばかりなのか、土地勘がない人でした。そのときに、私は浸水するお宅のブレーカーを落としたりしていましたので、その場を離れることができず、口頭で、北小学校のほうに避難してくださいということしかできませんでした。

ほかにも、玄関まで洪水が迫っているのに、どこにちょっと避難したらいいかが分からず戸惑っている方もおられました。結局、その方をおぶって、安全なところまで連れていきましたが、こういったことが実際に起こっております。

本当に真剣に考えていただきたいのですが、いざ地震が発生して、その後いろ

んなところで、火災が発生する、同時多発火災など、こういったことが起これば、消防団や消防士たちの容量を上回ってしまって、全ての火災に対応する消火は、まず無理だと思います。また、洪水と違って、三郷町全域で地震火災が発生する可能性があります。そういう状況で、逃げまどい避難と言われるように、どこに逃げたらいいのか分からず、火災に阻まれて逃げ場を失って亡くなってしまうというタイプの被害ですが、実際に起きた事例は、９９年前の関東大震災では１０万人の方が亡くなり、そのうち９万人の方が火災で亡くなりました。また、阪神大震災でも、火災で４００人以上の方が亡くなりました。こういうことを防ぐためにも、建物がない公園や学校のグラウンド、避難場所へ誘導ができるＱＲコードの活用を検討していただけたらと思っております。

先ほど答弁いただいた加地部長も、この場ですぐに答えるのは難しいと思いますので、あえてもう答弁は求めませんが、町民の皆様がより安全に避難できる方法の一つとして捉えていただけたらと思います。森町長もしっかりと聞いていただけたと思うんですけども、ぜひこのＱＲコードの活用も検討いただき、ハザードマップとあわせて、町民の皆様の安全・安心のため、今後さらにいいものにしていただくことを期待いたしまして、私の一般質問を終えたいと思います。

**議長（伊藤勇二）** １０番、辰己圭一議員の質問は以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで本日の日程は全部終了しました。

明日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各委員にはよろしく願いいたします。

本日はこれで散会いたします。皆様、大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

散 会

午後 ３時４２分